

令和元年第2回（6月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和元年6月5日（水）

---

応招議員（14名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員（13名）

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
12番	千葉勇治君	13番	吉田茂美君
14番	石川良彦君		

---

欠席議員（1名）

11番 石川秀雄君

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	教育長	鹿野	毅君
参事	残間	俊典君	参事(特命担当)	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財務課長	熊谷	有司君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	武藤	弘子君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
会計管理者	遠藤	努君	学校教育課長	斎藤	雅彦君
社会教育課長	菅野	直人君			

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

---

議事日程第2号

令和元年6月5日(水曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔3人 8件〕
- ◎一般質問通告順
6. 6番 若生 寛 議員
7. 12番 千葉勇治 議員
8. 2番 大友三男 議員
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 議案第30号 大郷町森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第10 議案第31号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第33号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第34号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 請願第 2号 放射能汚染廃棄物の「本焼却」・「農地還元処理」を避けるための請願書
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問〔3人 8件〕
- ◎一般質問通告順
6. 6番 若生 寛 議員
7. 12番 千葉勇治 議員

8. 2番 大友三男 議員

日程第 3	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 4	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 5	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 7	報告第 1号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 8	報告第 2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 9	議案第30号	大郷町森林環境整備基金条例の制定について
日程第10	議案第31号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第32号	令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第33号	令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第34号	令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第14	請願第 2号	放射能汚染廃棄物の「本焼却」・「農地還元処理」を避けるための請願書

---

---

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、9番高橋重信議員及び10番高橋壽一議員を指名いたします。

---

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 6番若生 寛でございます。きょうも一日元気でいき

いと思いますので、どうか気持ちのよい答弁をお願いしたいと思います。

まず、大綱2つについて御質問したいと思います。

まず、1番目でございます。これは平成29年の12月の定例会においても大窪城址公園進入路整備についてということで一般質問をいたしました。それについて、利用者の利便性向上に努めるという答弁でございました。その後、どのような状況になっているのか、その状況を伺いたいとそのように思います。

続きまして、2番目でございます。

町長の選挙公約、2年前のことになりますが、公約の重点政策という中の1つに「町の財政健全化、町政・役場の見える化を推進する」ということがありました。その中で、「サービス行政の充実、役場のコンパクト運営を推進」とあったわけでございます。その点を踏まえまして、次の3点をお伺いしたいと、このように思っております。

まず、(1)番といたしまして、平成30年4月に社会教育課を新設しております。これはコンパクトという言葉の意味もいろいろあるかと思いますが、課を新設していることこれ自体コンパクト化なのか、それをお伺いしたいとそのように思います。

それから、ことし平成31年の4月ですね。公民連携室ということで大郷町地方創生推進連携協議会を開発センターに事務所を設置して設立しております。機関をふやしたということになりますが、これもコンパクト化に逆行しないのか。これもお伺いしたいと思います。

それから、これもことしの4月の、3月の定例会にあったわけでございますが、職責に応じた適正な職階配置の必要性として、7級制を導入し参事を2名といたしました。参事を2名としたこと、この必要性をお伺いしたいということでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいま若生議員の1つ目の大窪城址公園の進入路についてでございますが、先日、6月2日朝5時から大窪城址の草刈りが予定されているということをお聞きしたものですから、上町地区の区長に連絡をとりましたら、5時から草刈りするということでございましたので、いい機会を捉えて地区の皆さんとの今後の大窪城址のあり方についても地域の皆さんの意見を集約して未来の大郷町の歴史、文化をどう残していくべきなのか参考になればということで草刈りの合間を見てお邪魔をさせてい

ただいたところであります。地域の皆さんからは、今までもみずから大松沢地区の皆さんも含めて整備に力を入れてきたのだということですが、年々高齢化が進み、このままでは我々には手の負えないものになってしまう、負の遺産にならないように町のほうでも考えてほしいというそのような内容で、今後地区全体網羅したそんな話もこれからのコミュニティー事業の中でも考えてまいりたいなど、そんなお話を受けてきたところであります。

そういう中であって、大窪城址公園の進入路は道幅が大変狭く、自動車による往来については大変不便をおかけしていることは事実でございますが、なかなかあの地形が簡単に道幅を広くする事業には大変難儀なことだなということを感じているところでございますが、とりあえず徒歩で上がりおりをする方々と車が少しでも道幅が広くとれるような路側帯の草刈りなどもお願いをしているところであります。なかなか物理的にあの急斜面を、道幅を広くするということは大変なようで、新たな道路も考えるならば相当大がかりな事業になることは間違いございませんので、その辺なども地元の方々に先日お話を申し上げた内容の一つでもございます。とりあえずあの雑木で覆われて見通しが悪い、そういうところについては多少手を加えながら環境整備に町として考えてほしいという、そのような内容も承ってきたものですから、早速農政商工課で森林組合にお願いする今段取りをつけているところでございます。

2点目の、役場のコンパクト運営でございますが、一つには平成30年度の機構改革により社会教育課を新設いたしました。課長が公民館館長を兼務することにより教育委員会における課長職2名体制は変わっておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

(2) 番の公民連携室につきましては、今年度から最重要施策である地方創生事業を推進するための専門部署であり、行政の職員数をふやすことなく、この組織を設けているところであります。

(3) 番の参事2名のうち1名は、地方創生事業の特命担当参事として産学官金との連携により、課の枠を超えた横断的な取り組みを推進するための専任職員として配置したものでございます。今後このような、ある意味では1人の職員が横断的に仕事をできるような、そういう環境を整備することによって、1人が1.5人、2人というそういう仕事の配分もできますことは私の目指すコンパクト職員の配置になるものと信じているところでございます。

以上申し上げて1回目の答弁を終わります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 大窪城址公園の進入路につきましては、確かにただいま町長お話にあったとおりでございます、なかなかあの道を拡幅するというのは難しいのかなと思っているわけでございます。しかしながら、この間の議会報告会の中で地元の方、あそこの進入路の入り口の方も参加しておられまして、その方のお話ですと議会であのように取り上げていただいたというのはとってもよかったと、その中で何とかなんだべなと思っただけで期待していたという、そういう話もされましたし、花見時期になりますとその方の家の屋敷口にですか、入り口あたりだと思っておりますが、車をとめていって歩いていっている方もいるという。ちょっと邪魔にはなるんだけど仕方ないのかなというような話でございました。そういうことを考えた場合に、やはりあの道はとにかく、町長も今の答弁の中にあつたとおり本当に大郷町の財産みたいなものだと思っておりますので、そこはやはり整備していかなくてはならないのかなと、こう思っているわけでございます。

それで、平成29年の12月の私の質問に対しまして町長はこのように答弁しております。「言葉のやり取りではなくて、町長も含め地元の皆さんと議員も一緒になって地形をもう一度理解して、その中で現道を例えば下り方向だけにするとか、もう一方に進路をつけて迂回路として上りにするとか、状況を見て何らかの手を打ちたいと実は思っています、時間を見て花の咲かないうちに行ってみたいと思っていました」と、このような答弁をいただいております。その中で、私もその後何もアクションを起こさなかったのは大変不本意な結果だったかなと思っておりますが、こういうような話をしていただきましたので、私も大変町長から直接こういう話をいただいて大変安心しておったのですが、その後、これについて何か行動なされたこと、動いたこと、動きがありましたらちょっとお話をいただきたいなと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 農政商工課長と私と大窪城址のどの方面から今議員おっしゃった別の進入路をつけられるのか歩いてみましたが、やはり城跡、この山城の典型的な急傾斜であり、よく考えたところに城を築いたものだのと、なかなかこれでは攻めるにしても攻められない。その車社会からすれば大変条件の悪い場所で、その時代には大変な城としては優秀な城だったのではないかというふうに思います。いろいろ歴史を解いてみますと、伊達29代まで仕えた大松沢家臣が戊辰戦争まで伊達家の一員と

して働いたという、その歴史が書かれてございました。この大窪城址が今の観光宮城百選に選ばれた城跡を大松沢地区では今後新しい経済文化が発展していく地域であり、恐らく野菜工場が全て開業しますと年間を通して多くの見学者もおいでになると予想されます。そういうことも地元の皆さんにも申し上げて、この遺産を負の遺産にならないように我々がすべきであるということをお願いしてまいりましたので、もう少し地域の皆さんの御意見も聞きながら、あれを整備するには相当の予算も伴うのではないかとこのように思いますので、財源の処置も考えなければなりません。ただ、後退する議論ではなくて前に進む議論をしてまいりたいというふうに思いますので、もう少し時間をいただいて、やらないというわけではございませんので、大郷町の文化遺産としてのしっかりした整備を進めてまいりたいということをお願いして、短時間でそれが解決するという内容にはならないと思いますが、いずれにしてもあの歴史を後世に残していかなければならないということをお願いして、まず今の状況を申し上げたところであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） ぜひ今のお話の実現を早い時期にお願いしたいと思うわけでございます。これは30年近く前の話になりますが、私がPTAで子供たちがまだ小学校にいたころですね、小学校の裏、今の小学校ですね、裏にため池がありますが、長禅寺ため池が、その東側を上って行ってずっと山の峰のほうを歩いて大窪城址まで遊歩道と申しますか、それをPTAの皆さんたちと一緒にやって完成させた経緯がございました。その後、私たちが、子供たちが卒業して何年間その道を使ったかはちょっと定かではございませんが、そういうようなこともございましたし、やはり進入路も必要なんですけれどもそういう遊歩道と申しますか、歩く道路、歩いて自然を楽しむそういうのも必要なのかなと思いますので、その辺も含めながらぜひ実現をお願いしたい。

あと、道については、あの入り口から1キロまではいかないんですが林道、作業道みたいなのが今でも跡が残っているんですね。入っていくところが。そこを歩いて、今度西側から大窪城址のほうに行ける峰を歩いて、私そこはまだ通ったことないんですが、そういうところもございまして、ぜひそういうところも調べていただいて進入路として可能だったらそこも実現していただきたいと、そのように思いますのでどうかよろしくその辺のところをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目に移りたいとこのように思っているわけではござい

ます。

社会教育課にしたのは、公民館長がいたから変わっていないということでございますが、それはそれでそうなのかなと思います。まず、ここで町長が考えておりますコンパクト運営という、そのことについてどのようなことをお考えになってこういうことを提案したのか、その辺コンパクトについての考え方をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今回も財政課が見直しをしたり、まちづくり政策課にしたり、そういうふうにして専門的な立場の課にしていこうということが今回、今年度この議会でも御提案申し上げている内容であります。そういう形で専門的な職員をこれから配置していく、そういう考えでございますので、それはなぜどういうことからそういう考え方になっているのかということとは、この人口減少社会、恐らく大郷町ばかりでなくて全国の自治体みんなこのAI時代、人間ロボットの時代が到来すると言われて今日、本町でもそういうエキスパートクラスの職員をいろんな高度の高い職員なりシステムを導入するなり、そういう時代に対応していこうというそういう考えもでございます。数がいけば処理能力があるという時代でなくて、もう少し高度な仕事もスピーディーに時間をかけないで、コストをかけないで処理できるようなそういう外部の企業としてもどんどん出てきておりますので、そういうところも採用しながらできるだけ行政コストをかけないような内容にしていこうというのが私の考えでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 大変、コンパクト、使いやすい言葉と申しますか、これが実現したら本当にいいことだなというような言葉でございますので、その辺をちゃんと意義あるものにしていただきたいなど、そのように思っているわけでございます。コンパクトということ辞典などで調べてみますと、小型でまとまっているさま、無駄を省いて小さくまとめるさま、小型で中身が充実していること。そのような、辞書ではそのようなことで載っておりますので、ぜひ役場の運営も小型で中身が充実しているように、何とか、これからしていっていけば本当に町長が考えているような役場になるのかなと思います。

そんな中で、今回認定こども園の開園に向けまして今準備を進めているわけでございますが、これ学校教育課と町民課と2つの課にまたがって現在準備を進めているわけなんです、これもコンパクト化すれば、その

係を設けるなり何なりすれば1つの課で何とかなるのではないのかなと思うんですが、そういう考えはないでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ですから、来春の4月から認定こども園を開設する、我々の行政が今まで持っている仕事から民間でも十分それ以上の期待をできる内容で民活を導入するということですので、ただ、今の国の制度でいろんな自分たちの既得権の問題もいろいろございますので、町だけで全て改革できるかということになれば、ちょっとまだ時間もかかりますが、できるだけそのようにしてまいりたいというふうに思っています。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） これ、通告からちょっと外れるかもしれないんですが、来年の4月以降認定こども園になった場合、どこの課の担当になるわけなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

子育て支援係にある町民課になると思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ぜひ、経費を削減して、よりよい認定こども園になるような何とかしていただきたいと、そのように思います。どうぞ頑張ってくださいと思います。

次に、(3)番目の人事、参事職階制ですか。これについてなんですが、これは人が参事職というのが一つふえたことによって、これもなんか私的に見ればコンパクト化から外れているのかなとそう思うんですが、この答弁書などによるとそんなことはないんだよ、かえって町長の話ですと1.5人分の仕事をするからこれがコンパクト化なんだということなんですが。7級制イコール、私はちょっと課長職に関して不公平感があるんじゃないかなと、そんなふうに感じているわけでございます。これ7級職を見ますと、複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務とあるわけなんです。私は課長が皆同じで、同じような仕事をしている、それだから、これ見ると参事と総務課長がその責務だ、職務なんだよという話なんです。じゃあ、特別会計3つも4つも持っている地域整備課長はこの階級に当てはまらないのかなと、そう思うんですが。保健福祉課長も特別会計を持っているという。そんな中で、もう少しこの解釈の仕方を大きくしなければ、何かこの制

度自体おかしくなってくるのかなと思うんですが、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 特命担当は、私が特命でその任を与えたということです。その仕事の内容につきましては、再三申し上げてきた地方創生のこの事業に今まで官と民が一緒になってまちづくりを進めようというそういう1つの部屋でいろいろ議論をしながら本町の経済財政の問題を考えてきた、そういう過去には私はないと思います。これからはそれがなければ本町のまちづくりがますますおくれていく、おくれなためにも地域の活性化を図るためにも、地域が稼ぐという自治体でなければならないということから、各課を横断的に横に歩けるような、今は縦割りで自分の範囲しか守れない、守ってはだめだと、出る釘は打たれるというそういう今の形態から、これからは出る釘でなければだめだというそういうふうな時代が変わっていくというふうに私は思います。まさに、技能集団がいろんなシステムによって、自分たちが持っている知識以上にこのロボットのほうが情報も処理能力も持っている、そういうものを導入していくことによって職員もふやすことができるという時代がもうここ10年先ぐらいには完全にそういうふうになっていくのではないかというふうに思います。末端のこの自治体だけでなく、国も県もそういう政治に関する地方公務員のあり方が大きく変わっていくというふうに必要な情報からそんなことになる時代が来るようではありますが、私は今ここでよそにない新しいこの事業を取り入れたということは、官も民もそこに発生する事案が、透明性がなければだめだと、お互いに信頼性を高めていくためには本当にテーマに対して議論をしていかななくてはならない。人様のポケットに手を入れるような内容では仕事は進みませんよということではないかというふうに思うので、それだけの責任を千葉特命参事をお願いをして、官と民の役割を果たしていただきたいということでございますので、この事業も議会も協力的になっていただかなければ事が進まないというふうに思いますので、一層の互いに勉強をしていかなければならないというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 参事を1人ふやした趣旨というのは理解できたような気もいたしますが、でもやはり参事職はあくまでも職員であって、その協議会自体は町長が会長ということで進んでいるようなわけですが、そこのところ、ただいま町長からその協議会についての詳しいこれ

からの持っていき方みたいな話あったわけですが、確かに地方創生、この協議会、町にとって重大だ、大事だということがよく理解できるわけなんです、それに関しての参事職をそういう形で持っていったというところに、ちょっと私としては無駄があったのかなと感じたから今回このような質問をしているわけですが、やはりコンパクト化というような話をしながらそういうことをすること自体が私はとても理解できないで今回こういうような質問をしているわけですが、その辺のところどうか無駄が生じないような形で持っていただきたいと思うんですが、その辺の決意のこともお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今回の縦割りだから無駄がいっぱいあるの。縦割りだから無駄があるの。今度は、横断的に横に走るから、隣の課の仕事も自分がやらなくてない。このテーマに沿っている産学官金、金融まで1つの課である程度まとめていろんな情報を流す。農政は農政で今やっているわけだ。また、厚生なら厚生部門、町民課と保健福祉課とまたがる部分も一緒にやらなきゃないところもある。それをスピード化するためには横断的に動いたほうがいいということでございますので、まさに民間にとっては大変スピード感があって仕事がしやすいという、こういうことになります。これがこれからの直接町民とかかわる基礎自治体の大きな役割が改善されるというふうに思います。今までですと、こっちの課に回される、こっちの課に行って、そして最後にまた戻ってくる。今度は、この町民連携の事業所が自分だけで皆やってしまっただけでこうなりましたよという、そういうそのスピードのある事務処理ができるという、こういうことであります。これは大郷町でモデル的なものになっていくのではないかというふうに思いますので、宮城県仙台地方振興事務所の所長もこれこそがこれからの自治体の理想とするところ、県庁も見習わなければならないという、そういう評価をいただいておりますので、これがなければ大郷町のこの文化にしても経済にしても、本町の行政がスピードのない自治体になってしまうおそれがあるので、ここで改革をしたというこういうことであります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 町長の、何ていいますか、これまでずっと仕事ぶりといっていますか、それを見ているとやはり民間を活かすというのは本当に町長が得意としているところでございますが、その得意なところがとても

大きく見えまして、ぜひ大郷町のこれからの発展なりのために今の考え方でこれからも突き進んでいただきたいと、こう思うわけであります。

それと、ちょっと議長、これ戻って質問というのは無理ですか。

議長（石川良彦君） 何ですか。

6番（若生 寛君） 大窪城址について。

議長（石川良彦君） 大窪城址については終わりました。先ほど、だから質問意見発表して質問というか、終わっているのです、一般質問なのでありますので、徹底して効率よく進めていただければと思います。次、どうぞ。

6番（若生 寛君） わかりました。

それでは、ただいま申し上げましたとおり、有効にその町長の考え方を発揮していただきまして、ますます大郷町がよりよい方向に行きますように願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 所見はいらぬのですね。

6番（若生 寛君） はい、いらぬです。

議長（石川良彦君） これで若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

私、22年目の議員生活ということで、一般質問きょうで88回を迎えます。88回の中で本当にいまだに成長しない一般質問でございますが、町長の考えを通告に基づいていろいろお聞きしていきたいと思っております。よろしくお聞きしたいと思っております。

まず、1番目は3月議会で国保税の特に均等割の減免につきまして、まちづくりの大郷のカラーをもっともっと出すべきだということで、町長にこの高校卒業までの均等割について免除することを求めたところ、町長もなかなか千葉議員が言うその大郷独自の制度はありがたいと思われるのではないかとということで検討するという答弁をいただきました。その後、どのように検討をされたのか、いまだに既に国保税の案内もしているのかな、そろそろ出されるのかそういう状況になっておりますが、全然条例の廃止もないし、このことについては議会には何もないのでどうなっているのかお聞きしておきたいと思っております。

先日、担当課の課長が、システマ的に大分金がかかるということで、かなり難航しているというようなこともお聞きしているわけですが、答弁にもありますがそのことについて、この経過についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、大綱2番目の各行政区長から平成30年度に、4月から3月

まで担当職員が区長さん方に赴いていろいろその各行政区の状況についてお聞きした、いわゆるその取り組み状況が渡されたわけですが、これがある先日の定員数削減の中で議員は区長と同じような仕事、あるいはそれにも劣るようなレベルだというような言わんばかりの内容がありました。その区長さん方がつぶさに町民からお聞きしたその仕事内容について町に要望、あるいは意見を出しているわけですが、それがどういう流れでどう検討されて対応されているのか。また、その進まないものももしあればどういう理由なのか、今後の工事見直しについて。また、出された意見・要望に対応した結果が行政区長にどのようにそれらを伝えているのか。その辺について詳しくお聞きしたいと思います。

それから、3番目の大綱三つ目には、町民体育館の今後についてお聞きしております。先日、議会報告会を開催したわけですが、その中で参加者の1人から、この大郷町民体育館のその後についてどうなっているのか町民には知らされていないというのが出されました、私たちは既に議会の中で、あるいは存続は難しいのだと、あるいは壊していくのだとことであるが、皆さん方のその町民の必要性を鑑みた場合に、もう一度町の考え方をただしていくということで今回通告したわけですが、どのようなこの町民体育館の今後について検討をされているのか、それらについて詳しい内容をお聞きしたいと思います。

以上、3点にわたって執行部の考えをお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 千葉議員から前回の一般質問でも承りました、この大綱1の国保税の均等割減免についての御質問でございますが、減免の実施については庁内で検討をいたしました。さまざまな角度からいろいろ担当課も、それこそ真剣に私も議論をしながらここにこのような形でおさめたところでございます。その一つを申し上げますと、このシステム変更に変更に大変膨大な変更費用がかかるので、もう何千万という金額がかかるそうであります。これはそう簡単にシステム変更ができないということでございます。実現は不可能と判断せざるを得ませんが、しかしながら例年より基金を取り崩して大きく税率を引き下げて納税者全体の負担軽減を図っているところでもあります。この基金も限りがございますので、完全に底をついたということになった場合にどうするかという問題も出てきますので、その辺もバランスを考えた取り崩しを考えてまいりたいというふうに思います。思います。片一方では子育て世代に対して千葉議員が何らかの支援策を講ずるべきだと、こういうことに対してその

意見も十分尊重しなければならない、財源をいかに長く続けていくシステムを考えますとき、ただこうしましたよというそのような支援策だけでなく、システム改修に金をかけない分、大郷町独自の制度を検討してまいりたいと思います。それは一時納税してもらって、またお返しするという形をとっていかざるを得ない内容になるのではないかというふうに思います。熟考するのであれば、熟考してくれというそういう町民の声が代表して千葉議員が執行者に届けたその声を尊重すればそういう方法で御納得していただけるほかないのではないかというふうに思いますので、検討をさせていただくという、こういう内容に内部ではございます。1年おくれずつになっていくわけでありますが、その辺を、理解をしていただきたいというふうに思います。

次に、二つ目の地区担当職員の活動についての御質問でございますが、この地区担当職員制度というものを平成12年に田中町政が立ち上げたものでございました。当時は相当区長さん方に地域のいろんな苦情が山積みで、どこから手をつけたらいいかわからないくらいの量がございました。どういう方法で、じゃあ今後その問題を解決するかということは、区長さんと毎月役場の担当職員が出向いて行ってお話を聞いてきたやつをこのように処理しました、このような今状態になっていますということを次の月に行って報告をして、その苦情を解消していこうということから始まったものでございまして、町の方針や対策等の素案を作成して町長採決を経て翌月の地区担当職員が区長に回答を流すという、そういうことでもございまして、平成30年度に出された146件の意見・要望のうち98件が対応済みでございます。進捗率は67.1%となっておりますが、残りの48件の主な案件は、町道等の側溝整備工事や舗装工事、道路や水路のり面の補修工事、ため池などの農業施設の修繕工事、カーブミラーや防犯カメラの設置など。今後の見通しですが、順次今残っているものを緊急性の高いものから工事を行って、早いうちに処理解決してまいりたいというふうに思います。そういう中にあっても、受益者負担に伴う工事については、議会や地元の方々の協議が必要でございますので、そういう手順でこれから進めてまいりたいというふうに思いますので、どうしても緊急性の高いものから工事を進めてまいるということにございます。

3点目の体育館についてでございますが、町民体育館は築44年が経過し、法定耐用年数が47年であることから、昨年6月に策定いたしました大郷町公共施設個別整備計画においては、今後の方針をこのようにまと

めてございます。譲渡または取り壊しとしてございますが、現在、中学生のバスケットボール、一般のビニールバレーボールを中心に利用していただいておりますことから、施設の老朽化と財政状況を踏まえて可能な範囲で修繕を行いながら将来的にはB&G海洋センター、フラップ大郷21などの代替機能を果たせる施設の御利用をお願いしていきたいと考えているという内容でございますが、できるだけ延命策を講じながら中学生のバスケットボールやビニールバレー、このような内容について老朽しているものまだまだ手を加えれば使えるのではないかとということから、延命策を講じてまいりたいというふう存じます。

以上であります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、まずこのシステム変更膨大な金がかかるということでしたが、課長は3,000万円あるいは3,000万円以上ということでしたが、その裏づけというのは何らかの形で、ただその検討した、検討する際に何か根拠つくらなきゃならないからということ膨大な金がシステム変更のためにかかるということでは余りにも答弁に悲しさが感じるので、具体的な後づけがあるから出てきていると思うのですが、どうなんですか。答弁には300万円、100万円単位で当時の町民課長は100万円単位でかかるといった話だったのですが、桁がまるきり違っているわけですがその辺について。余りにも同じような、町長の下で支える執行部の考え方として対応が違うのですがどうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

まず、今回実施不可能という結論に至った経緯につきましてお話しします。まず、電算会社、現在委託しております業者のほうを呼びまして聞き取りを行いました。（「会社名は」の声あり）株式会社インテックです。そちらの業者のほうの委託業者の営業の方のほうにお話を聞きましたところ、現在委託業者で使っていますシステムにつきましては、自社開発のシステムではないので根本的な根幹に係る修繕はできないということでした。そういった理由からシステムの修繕という形ではなく、減免額の計算をするシステムを構築する必要が出てくるということでございました。そのシステムの構築につきましては大がかりな構築になるため、本社での対応になることから、仙台支店に委託はしているのですが仙台支店ではとても見積もりができるものではなく構築もできるものではないということから本社対応となるというお話でした。そのため、見積書

を作成するための見積もりも必要なレベルですよということでした。実際にやるとすれば作業の期間や影響確認、そちらの影響確認が、一番検証が大きいということなのですが、そちらの事業のほう膨大になりまして二、三千万円ぐらいの費用になるということは覚悟してくださいというような話でした。さらに、今回そういった改修を行ったとしても今後いろいろな制度の改正があった場合に再度確認が必要になり、別途保守料そういったものも発生してくるといふ、そういったお話をいただきました。そういったことから今回議員の提案する減免案につきまして、答弁のとおり庁内で前向きに検討したものではありませんが、以上の問題から実施は非現実的であるというような判断に至った次第でございます。

以上です。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時00分 休 憩

---

午 前 11時09分 開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君）　先ほどの町長の答弁では、システムがそんなにかかるのであれば、別の方法もあるよと、本当に前向きな、一時とっても、それを返していくと、1年遅れ云々というのはなんか後からつけたようですが、そういう考えもあるということは、町長の見解でその方向付けだければ、あえて300万円払うのに、いわゆる前回の議会では300万円ぐらいだっというような課長の答弁もあったんですが、それぐらいであればシステムあえて何千万もかけなくても対応できるということまで理解しているんですよ、町長。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中 学君）　その方法が一番、町の財政上できる範囲でないかということなんです。

議長（石川良彦君）　千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君）　年おくれも、これも問題あるんですが、要はそこに立かえ、一旦払うということの実態がもう負担が大きくて滞納になってしまおうということで、それでもやらないよりはやるってということも評価しながらも、ただね、町長ね、私それは評価しながらぜひお願いしたいということも前提にひとつ申するんですが、町長はそういうことをやるといういながら、一方質問にも答弁では課長を含めて、基金を取り崩して全体

の負担軽減を図っていくという答え、答えがばらばらなんですよね。ですから、これは課内で意思統一していないんじゃないかという、昔であれば怒るんですが、私はどっちかとして、いいほうをとって、いわゆる均等割を今後一時はとるけれども返してやるということで、これも検討で終わるんですかね、もう最後に検討して結果だめだったと。私ね、きのうの質問の答弁にも検討、善処、多くの5人議員、きょうの最初の議員も、そういうのが多いんですよ。私だってそこに座って検討、善処でね、その場しのぐことができるそれではね。ですから、検討ではなく今度の検討はかなり濃厚の検討と考えていいんですね。町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） それには議員も当初予算からやっぱりしっかりしたポリシーを持って対応してほしいと、議員という立場でね。我々もそのやっぱり当初予算がしっかりしていて初めてこういうことができるわけですから、よろしく御協力をいただきたいというふうに思います。ですので、やらなければならないと、片一方では子育て支援進めるために若者定住促進をやって子供を産んでくれ、産んでくれと言ってもこういうところで、よそと比較されても目おとりのしない内容にしていこうということで、担当課にも指示します。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） ぜひそういうことで指示を出してほしいと思います。なぜこの均等割について、いわゆる世間、国全体でも今、傾きつつあるんです、私たちの意見の中でね。いわゆるその子育て世代に過酷な税だと、いわゆる子を産め、あるいはもっともっと少子化に協力してくれと、対策に、一方で、おぎゃあと生まれてから大郷ですと1万9,800円、約2万円前後の金がかかるわけだ。そうしますと、収入の少ない若い世代が一生懸命今から子をつくって、子供を学校にかけていくということになれば、そこに国保税が来ることによって、これはそしてよく言われる協会健保ですか、ほかの保険にはないんですよ、この均等割、平等割というのは。ですから、それが少なくて財源的に問題になってくるのであれば、もっともっと所得割なり資産、いわゆる所得割ですね。そこに持っていくとかそういう形で本来の公平性をやるべきだということが狙いなんですよ。ですから、この均等割というのはただ単に全体の所得割を下げるというと意味が違うわけなんです。その辺を理解されて町長がそういう私は約束をされたということで強く評価するものでございます。いろいろ質問を考えてきたわけですが、そういう方向で動くということ

で確約をもらったということで、もう一度町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町の財政はこの問題だけでなくみんなバランスをとっていかなきゃないから、でもその次のものもバランスを考えた内容でこの問題をしっかりやることによって、次の政策も生かされるという、こういうふうに関連してものを考えたいということから実施しますという、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） 財政問題語るわけですが、一応これは国保会計ですから、一般会計と別ですから、町長ね。国保会計で、もう宮城県でもトップ、1番、2番目に基金を積んでる町ですから、戸数の割にね。そういう点から考えると、一概に町の財政云々ではないので、町長その辺についてよろしく御理解をいただきたいと思います。

次に、2番目に各行政区長より平成30年に出されたこの意見・要望についてどのように対応しているかということで、回答書を見たところかなりの率で進捗率が67.1%という、146件のうち98件がもう対応済みだということで、これはかなり評価されるものですが、しかし、48件まだ残っているという。4月から始まって3月までということで、必ずしもこの件数がイコール期間的に考えてもなかなか100%には難しいと思うんですが、しかしですね、この内容を見ますとごくすぐにでも対応できるようなものが多々あるわけでありまして。例えば街灯、あの防犯灯の修理、こういうものについてどうもその毎年のようにこれが出されているわけなんですね。例えば、ことしは146件で、そのうちのその街灯防犯灯については27.4%、あるいは水路側溝整備については、ことしは30%、また道路河川の維持については35件で24%と。ところが平成29年度でもこの1位が道路河川等の維持について32.4%、あるいは水路側溝整備31%、防犯灯については19%と。あるいは平成28年度においても同じような傾向があると。これは町民が日々暮らしている中で、町長、区長さんがこれは危険だよということで、いわゆる声を担当課に出しているわけですから、そういう点についてはこれが毎年上位を占めているということは、もっともっと町民が主人公のまちづくりの中で、町長、これは区長さんであるし、出てくる答えがもちろん議員もさることながら、そういう点では速やかに、1カ月たって担当課が報告するだけじゃなく状況によってはすぐに飛んで行ってやってもらうところもあると思うんですが、もっともっとこの毎年同じような繰り返しのないようにできる方

法を考えるべきだと思うんですが、どうなんですか。担当課長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、防犯灯につきましては町内全部で800基ある中で、日々故障なり球切れなりあったりするもので、当然それぐらいの修理依頼の件数は出てくるものと想定してございます。防犯灯につきましては、その都度速やかに発注をして改善を見ている段階で、状況でございます。

あと、うちのほうのカーブミラーとかそういったものにつきましても、2月、3月に出てきた案件がほとんど。未処理のものについてはですね。そういったことについても今発注しておりまして、それにつきましてもカーブミラーの新設でございますけれども、安心・安全を担保するために今年度予算で新設するというふうな段取りになってございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員。

12番（千葉勇治君） なんか聞くところによると、特に防犯灯や街路灯については例年多いので町が直轄して対応するというような話もあるというように聞いているんですが、そういう計画は平成31年度について、あるいは平成32年度からなのか、どうなんですか。既に平成31年度は各行政区の総会も終わって、こういうものについての対応もそれぞれの区で設置が入っていると思うんですが、どうなんですかこのことについての考え方は。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） それではお答えいたします。

防犯灯について申し上げます。4月の区長会議において町の方針を示させていただきました。今まではその800基あるうち、球切れについては各行政区のほうに1灯当たり3,200円の電気代プラス維持管理経費ということで交付させていただいておりましたが、今LED化が大分進んで防犯灯もおりますので、そういったことも契機に行政区長からの要望等もありましたので、ことし1年かけまして仙台市の街路灯の事例なんかも電気代未納がどうのといったこともありましたので、ことし1年総務課の台帳、あとは東北電力の請求電気料金、そして現場のほうの3点を調査させていただいて来年度から全て町で維持管理を行うという。行政区に対しての運営交付金につきましては、その防犯灯の部分につきましては、来年度からは逆に交付しないというふうな方針を区長会議で申しさせていただいたところでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 街路灯については、やはりなんかそこには問題があって、その区別はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

町のほうでは総務課であれしたら、特に電柱なんかに共架しているものを防犯灯、そして地域整備課で道路のほうに大きく独立柱で建てているものについては道路照明灯あるいは街路灯といった名称で管理をしているものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 担当課が地域整備課だからということになってしまうのか、いわゆる町民からすれば街路灯も防犯灯も一緒なので、一緒というか、それも一括して町で管理の目を光らせていくというふうな考えはないんですか。

議長（石川良彦君） 総務課長。

総務課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

もともと道路照明灯については町で全て維持管理して電気料も支払っておりますので、それに倣った形で防犯灯についても来年度から足並みをそろえるところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 勘違いをしていたところがあります。既に街路灯については、もう町がやっているんだと、町なり県がですね。それでも結構暗くて直っていないところもあるので、そうするとそういうのはもう町がまるきり町の手落ちということで理解せざるを得ないんですわね、この街路灯については。もしそういう暗闇があったり、いわゆる消えていたり壊れていたりするということがあれば、そう理解していいんですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

街路灯につきましては、当課の所管でございます。電柱、電気切れとかにつきましては、こちらのほうの管理になっていきますので、そちらの修繕につきましてはそういった箇所があれば速やかに当然対応いたしますし、新たに道路を構築する際に街路灯の必要性があればそちらのほうで管理してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それから、町長のいわゆるトップの旗振り役としてお聞

きしておきたいのですが、例年、区長さん方から側溝なり水路、あるいは河川敷の問題いろいろ出ているんですが、こういうことについては多分何回言ってもということ、何回も繰り返して同じような要件出してくるのあれば、もう言っても語ってもやってもらえないからだめだということ、ある行政区では本当にゼロというような、いわゆる相談内容ですね、それもあるわけですが。もっと町が速やかな対応をとる方法として、どのようにその辺の方法は検討されているのですか。もっと速やかな方法があるのじゃないかなと思うんですけども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 行政区のほうと町側とどこまでそういう話が深くされているのかわかりませんが、町長に直接来るものはほとんどないので、先日、防犯灯の羽生の熊谷課長のところから入って行って、熊谷さんおいでですが、あそこまで行く間大変暗くて、今その車両荒らしがあって大変生活に不安を抱いている地区なんだと、何とかしてくれという電話で話があったものですから、すぐ担当のほうにその旨伝えたのですが、多分準備していると思うんですが。そういう形でどうしてもその町のほうで何回言ってもやってくれない、側溝整備でも何でも、そういうことで行政区が諦めてもうやっているんだというその御意見、ちょっと私ももう少し詳しく役場内で検討をさせていただいて御報告したいと思います。いまここで、そういうものがあるとすれば、何でそうなっているのか知る必要があるというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、具体的に言っているんじゃない、例えばこうやって毎年担当者から来る、区長を通じて来た内容をまとめているわけですね。そうした場合に、平成28年、平成29年もあわせて例えば水路側溝整備については、平成30年度は30%の、146件のうち30%が水路側溝整備ですよ。あるいは平成29年度も水路側溝整備で31%、あるいは平成28年度も27.7%と、この水路側溝整備というのを普請についてかなりの声があるわけです。そうした場合に、これだけ区長さんを通じて来ているということは、本当に何かこれだけ要望がある中で町として、担当課の立場になるかわかりませんが、町としてチェックが行き届いていないから来るのかなと思うんですが、いわゆる3年間続けて来たところダブっているところないですか。毎年別なところなんですか。その辺についてどうチェックされていますか、これは地域整備課長かな。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、地区担当員から要望が来たことにつきましては、全て担当課のほうで現地に赴きまして確認はしてございます。その中で、区のほうから要望上がってきましても、影響ないって言ったならあれなんですけれども、装工の必要がないような箇所も見受けられます、早急性がないような箇所も。その旨につきましては、区長さんのほうとお話をさせていただいております。区長さんのほうに了解を得た中で実施していない箇所もございます。また、要望いただいた箇所についても緊急維持工事の中ですぐできるものについては早急にしておりますが、距離が長かったり、測量設計を要し、それをしてから工事というような箇所につきましても複数年かかる場所もございますので、そういった中での対応をして複数年かかっている場所もございますのでよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、ちょっと私的に鶉崎のほうを歩いてみたんですが、鶉崎のいわゆる住民バスのバス停、町のほうで来てその通報を受けてすぐに写真を撮って云々ということを知っているんですが、大変危険な、マスがあるんですね。子供たちがいわゆる集まっている場所。そういうところが状況を見ると、これは以前から出されていたかわかりませんが今回、父兄が気づいて出したということで私も行ってみたんですが、かなり大変だと。そういう状況がこれまでも何回、あるいは出ているかと思うんです。そういう対応、例えばそこには差し当たって仮の板を置いておくとかなか何らかの方法で応急処置をとるなり、そういうことも今町が人口少なくなってこの大郷町の魅力がなかなか発信できないときに、そういう速やかな処理が安心につながる大きな力は力だと思うんですが、どうなんですか、例えば今頭に出てきたからそのある事例を出したんですがね。そういうところが何回も繰り返されて結局はその区長さん方から通じて意見が出されてくるのかなと、これも区長さんを通じて出したというようなことを聞いていますがね。そういう対応について速やかさを私は、やはりこれは各課が小まめに見ておりますが、やっぱり町長として先ほどあらゆるものを縦割りではなく、全般に横に入っても指示しながら住みよいまちづくりに進めていくというような話だったんで、それもまた大きな一つだと思うんです。町長どうなんですか、このことについては。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そういうような行政スタイルがそうなっているという大

郷町役場がそうなんだということであれば、これは別な角度から議論させていただくということで、庁内でまずきょうの会議終わり次第、緊急課長会議を開いて、そんな町民に迷惑をかけているような行政ないようではこれはまずいというふうに思いますので、善処してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ、例年この街灯なり、水路あるいは道路整備についての声があるわけで、その辺についてひとつ各区長さんがたにも、これは無理だ必要ない、優先順位がちょっと逆転している、そういう状況もうまく話ししながら、困っているというその重さといいますか、困る度合いがいろいろあると思うのでその辺は理解してもらうように、町民から何か事故が生じないように、くれぐれもそういうのの見回りなどを含めて整備をお願い申し上げたいです。町長、一言そのことについて。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） おかげさまで交通事故、死亡事故も継続中で1,820日ぐらいになります。きょうから6月、水曜日から毎週主要交差点、交通整理を、交通指導啓発を実施してございますから、その辺もあわせて見回りできるようなパトロール、全庁を挙げてやってまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 3つ目に移りたいと思います。

町民体育館についてですが、前にも町民体育館については今回も答弁のとおり譲渡または取り壊しということ、私、譲渡余り頭になくて取り壊しだけが頭に入っていたんですがね。譲渡するということは、譲り受けたところそのまま使うということにもなると、そのままというか、修繕も加えて使うようになると思うんですが。44年が経過して耐用年数が47年だからあと3年はあるということですが、ただ、今使っている状況の中であそこの床は直したんでしょうか。前にもお聞きしたんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

今現在の状況ですと、ここ数年で直したという問題ではないんです。

ここ数年は直しておりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 回りくどく、直していないですね。わかりました。

直していない中で今後も、先ほど一般町民のビニールバレーとかある

いは中学校のバスケットで使っているということで。町長は老朽化が進んでいるということでもいろいろと一部修繕を行いながらということですが、何よりかにより運動するところの床が私は一番だと思うんですね。確かにそれ一番金かかると思うんですが、その辺について、床の修繕については全然頭に入っていないという、もちろん今回の予算にも入っていないようですが、どうなんですか今後の取り組みについては。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） これまでも答弁のほうをしていますとおり、その計画の中においては取り壊し、もしくは譲渡ということになっておりまして、使っている内容がほとんど練習という形で使っておりますので、スポーツする上で支障のない範囲で必要最低限の補修をして、使える間は使うという方針の中でこれまで管理のほうをしています。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 使えるまで使えるというのは、床に穴でもあいて誰か事故でも起こして初めて使えなくなったというのか、どこで使えなくなるまで、使えるまでというのの判断基準が明確でないんですが。私たちが以前の常任委員会で行って調査して、速やかに控室なりあるいは暖房関係、あるいは個人の負担でやっているもので床を直すべきだということ意見を出しているわけですが。我々の委員会が全然そういう床についてはまだいまだに活かされていないという、議会の声がある面では無視されているんだなという強い憤りを思うんですが。前日の議会報告会の中でも、一区民でしたが、ただ私思うには町民体育館ということで町民のスポーツをする、スポーツで体を鍛える場所というような位置づけを考えた場合に、何らかの町の方向づけが示されてもしかりではないかなと。今回の答弁を見ますと、海洋センターとかフラップ大郷21を使えということになっておりますが、果たして今の環境状況の中でこの海洋センターやフラップ大郷21が安易な、安い料金で使えるような環境になっているのか、あるいは日程的に海洋センターなどはもう午後からはびっちり中学校ですか、あるいは主に中学校の部活の練習場になっているわけで、本当に町としてスポーツを通じて健康な体づくりを進めていくという観点から見た場合に、この2つの趣旨というのは今や余り使えないような状況の中で、町民体育館をどうしていくかというのもある面では大事な課題ではないかと思うんですが。金がかかるからということで果たしてそれを切ってしまった場合に、住民に他の町村から大郷に住んでくださいと言いながら、一方ではそのような場所もなかなか窮屈な状況の

中で、果たして魅力ある町と言えるかと。そういう点でどのように考えますか。これは担当課かな。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

今後の体育施設のその運用のあり方というものについては、まず今後の町の人口動態、そして中村のように非常に人口の多いような地区の動態、それから町全体のスポーツ人口の動態、そういったものを見据えて今後、学校体育施設も含めて各施設の有機的な有効活用を図りながら整備計画、利用計画を図っていくというのが方針でございます。具体的には、フラップ大郷21をトヨタに貸すときもそうなんです、利用団体にアンケートをとってこれなら大丈夫だという補償で貸すという、その他の施設も有機的に結合させながら、これなら大丈夫だというものを把握して今のような状態になっているわけです。したがって、住民そしてスポーツ団体とよく話しをしながら今後進めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） この課題については、今後の話でないですよ。既にもう出たのかなと、数値があって利用者が少ないんだと、人口が減ってもうあまり利用がないんだとか出てくる、今から調べてやる、今までの間なんだったんだと。前に床を直してください、それ必要ないどうのこうので結局蹴飛ばされてきたわけです。その間、多分これ私のこの任期になる前の委員会でしたから、もう数年なっているわけ、四、五年になっているわけです。その間、またこうやってそして今度教育長が変わったりすれば、また先送り。そこには町の教育施設で体を鍛えていく、あるいは一方でまちづくり推進の中で、健康づくりのいわゆる町民課かどこか担当課が進めるときに受け皿のない状況はどうなんだと。そこに私は一番今回のどうするんだということで、質問をした意味が、考え方があるんです。今から考えますじゃ遅いですよ。これまでの間、何か調査していないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） これまでの間というと、フラップ大郷21ができて以来ですか。（「町民がどのようにスポーツに勤しんでいるかその辺の状況」の声あり）トヨタに貸すという段階でいろいろ調査をしたんですが、その後についてはしておりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 社会教育課長に聞きたいんですが、町民体育館の利用状況はどうなっているんですか。一般。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

平成30年度の利用状況ですけれども、1万1,995人が利用していただいております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 人数もさることながら、これ中学校の子供たちも入っているんでしょう。中学校以外、いわゆる別な団体、学校以外の団体はどうなんですか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） 町民体育館を主に使っている団体は、先ほど町長さんの答弁にもありましたが、大郷中学校のバスケットボール、それからバレーという一般のビニールバレーボール、それから町外の中学校のクラブチームというのが主な利用者でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そのほかに今ほとんど町の方々が西部ビニールバレーですか、なんかそういう話ですが、西部の方々のビニールバレーが主に一般に使っているというようなんですが、ほかはほとんどないんですね。ほかに、ほかの体育施設で例えば趣味の会でもいいんですが、卓球やっていると、B & Gの二階でやっていると。そういういわゆる運動している状況をどのようにつかんでいますか、町民の。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） 各施設の利用状況は把握しております。ですので、どこの体育施設でどの団体が使っているかということは把握しております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） その把握している中で町民の皆さん方からもう少し町の施設の充実を求めるような声はないということで理解していいですか。

議長（石川良彦君） 社会教育課長。

社会教育課長（菅野直人君） 私も4月に異動したばかりですので、前任のほうの課長のほうにも確認しておりますけれども、私が担当になってからも直接町民の方からの御意見というのはありません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にお聞きしたいんですが、町長、スポーツの振興というのは、健康づくりについては私大事な大きな役割があると思うんですね。ところが、施設を使っていないということは消極的な面でスポーツする人がいないんだから仕方ないべという一面もあるんでしょうが、一方で、町が働きかけてももっともこの施設内における運動をする機会をもつくるという、そういう健康づくりも大事ではないかと思うんですが。どうなんですか、今、年々高齢化進む中で認知症も進む。そういう中で施設の雨が降っても雪が降っても、風が吹いても安心して施設でワイワイと楽しめる、そういう環境づくりももっとも町が力入れるべきですよ。そうすればおのずから体育館の施設も小さくてもいいからつくるとか、今後はB & Gに頼むとか、フラップ大郷21でやるとか、コンパクトな施設でもいいですから、もしこれがだめになればつくるとか、そうでなければもっとこれをもう少し長らえるように床を直したりして、衣替えを初々しくさせるとかで、もっと施設を使える方法もあるんじゃないですか。その辺の方向づけがなっていないから、このような利用ないんじゃないですか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 方向を示すのが私の仕事で、方向を示して、後はどう活用するかは各担当の仕事ですよ。そういう意味で、設置側として施設が足りないとか、いろんな不都合があって使えないとか、そんな問題は一つもないのに何で体育する、健康づくりする町民が少ないのかということに私も疑問を持っていますよ。もしそうであれば、ただ、私もゲートボールだ、高齢化対策でいろんな形で皆さんが頑張っている、そういう人たちもいれば、せっかくある施設をただ使わないでもったいないということになれば、この辺も社会教育課どういうふうな本町の考えなのか、それから健康づくりの立場からもひとつ両方の連携とりながら、その方向性をつくり上げてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町民体育館についてまた戻るんですが、やはり今回の解体なり修繕、あるいは新築も含めて今後どのようなスケジュールでこれを進めていくのか。その辺について先日の質問者に対して明快な答え我々出せなかったんですが、ただ解体先ありきのようなことを言ってしまった問題があるんですがね。ぜひその辺は示しながら、みんなでたたき台になりますか、そういう方向を出しておかないとなかなかあのような質問がまた繰り返されるのかなと思うんですが、これはどちらなの

かな、このことについてスケジュール示す役割はやっぱり教育長ですか。もしよかったらお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

またかと言われるかもしれませんが、まだ具体的な日程なんかについては、済みません、日程は、計画は出ております。今後、この質問を見て初めて中村地区にそういうことがあるというのをわかりました。町長さつき答弁したように、もし小さな修繕でまだ使えるというようなことであれば、それはそれとして考えたい。ただ、今後耐用年数が過ぎれば恐らく大幅な改修やそれから修繕が必要になってくるであろうという、そういうことも視野に入れて考えてまいりたいと。それから、健康づくりのためのスポーツ人口がという話もありましたが、これは多分高齢者の人を中心に言っているのではないかなというふうに思うんですが、単に高齢者の人たちを集めて運動するというのは今非常に危険だという指摘もありますので、社会教育課だけでなく保健福祉課とか、それから社会福祉協議会とかそういったところの連携も含めて、いざというときの対処も工夫しながら今後進めてまいりたいというふうに思っているところです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今やめようかと思ったんだけど、教育長の今初めてわかったというのは、いわゆる体育館の床のことですか。（「いえいえ、区長さんがそういう要望を」の声あり）

議長（石川良彦君） 教育長、どうぞ。

教育長（鹿野 毅君） 済みません。この間の懇談会でそういう区長さんから、元区長さんですか、そういう要望が出たということは、私は初めて聞いたということでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私は元区長とは言いましたが、いわゆる元区長ですから区民の代表だと、ビニールバレーもあるいはやっているかわかりませんが、そういう方々が寄ったときのついでに、いやここなんじょなんだやと、なんだ将来なくなるかもしれないと、いやでもこのコートならまだ使えるっちゃねってというような話題になったんです。まだまだ使えるから床だけ直してほしいと、そういう声が強かったんですよ。ですから、どうなっているんだと改めて町の考え方をただしておかないと、また先送りになってしまうのではないかという感があったものですから今回お

聞きしたわけですが。そういう点では決して前区長の個人の考えではなく、全体の思いを代弁していただいたと私は理解しておりますので、その辺についてはなおさら今後前向きな方向を定めてほしいと思います。

以上で終わります。

議長（石川良彦君） 以上で千葉勇治議員の一般質問を終わります。

次に、2番大友三男議員。一般質問を行ってください。

2番（大友三男君） 最後になりましたけれども、一般質問通告書に従いまして質問を行いたいと思います。私としては町民の代弁者として町民の感覚で質問したいと思います。

まず、大綱1番。民間が整備した道の駅西側駐車場について。

1といたしまして、道の駅おおさとリニューアルオープンに向け、道の駅西側の農地を地主の方から民間会社が買い上げ、駐車場として整備した土地を昨年6月議会で「おおさと地域振興公社が借りる」という説明がありました。リニューアルオープンから現在まで「おおさと地域振興公社」と町が無償で借りてきた経緯がありますが、なぜ町が購入すると変わったのか伺いたいと思います。

2といたしまして、どのような基準で工事が行われたのか内容を伺います。

3といたしまして、駐車場の面積、坪単価等、購入予定総額は幾らか。購入価格をどのような基準で算定し決定したのか根拠を伺いたいと思います。

4といたしまして、町と地主の方の間に民間会社を入れずに最初から当時の地主の方から、町が直接土地を買い上げて整備すべきであり、整備の仕方によっては民間が整備した駐車場を購入するより安価な費用で済んだのではないかと考えております。町長の認識を伺いたいと思います。

5といたしまして、本来町が土地を購入し駐車場を整備する場合、購入金額や工事費用などは議会の議決が必要ですが、これらの手続を経ずに駐車場購入に至る経緯に関して、なぜこのような方法をとったのか伺いたいと思います。

大綱2番。人口減少対策について。

本町は毎年約100人の人口が減少している状況にあります。町長は人口減少対策の移住定住促進策として「民間と連携し空き家、空き地などの遊休地を活用し人口増につなげる」としていますが、町内に点在している土地の活用も必要と考えますが、町有地などある程度まとまった土地

を活用し、住宅地などの団地を造成したほうが移住定住促進につながるのではないかと考えます。町長の所見を伺いたいと思います。

2といたしまして、本町は宮城県内でも子育て支援に関しては先進自治体と考えております。しかし、そのほとんどの内容が外部に知られていないのが実態で、子育て世代の移住定住を促進するためにホームページや広報紙だけの情報発信以外に、宮城県のアンテナショップなどに協力いただき広く全国に大郷町の子育て支援をPRすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

3といたしまして、人口減少対策として、現在町内に住んでいる将来を担う若い世代の定住施策や、子育て世代に対して子育てしやすい環境などの施策を重点的に行うべきと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

大綱3番といたしまして、住民バス運行についてお伺いします。

1といたしまして、ことし1月から現在まで何件苦情があったか。苦情に対してどのような対策を講じたのか伺いたいと思います。

2といたしまして、今後利用者の方々が安心して利用できるためにどのような対策を講じるのか伺いたいと思います。

3といたしまして、住民バスの利用価値を高めるため、町民が望んでいる土曜、日曜、祝日の運行を行う必要があると考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁はちょっと時間かかりますので、ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。答弁はその後にいただきますから。

午 前 1 1時53分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の大友三男議員の一般質問に対する答弁を願います。町長。

町長（田中 学君） それでは、議員の質問にお答えをしたいと思います。

道の駅西側駐車場の（1）につきましては、ことしの3月議会でも答弁しておりますが、昨年11月30日の道の駅おおさとのリニューアルオープン時の臨時駐車場として、おおさと地域振興公社が10日間借用したりリニューアルオープンでは予想以上の来客があったことから、改めて駐車場の利用台数を検証いたしましたところ、道の駅の年末年始の来客数の増加、フラップ大郷21のスポーツ事業での利用、郷郷ランドの利用など

総合的に勘案した結果、民間同士の貸借契約ではなく、町と駐車場業者による使用貸借としてことしの3月1日から6月30日までの契約を締結したものであります。今般、契約期間が満了することから、取得または賃貸借について検討したところ、今後も道の駅、フラップ大郷21、郷郷ランドの使用などの多目的駐車場や夏まつりなどの各種イベント会場としての利用を計画しており、町内外の多くの方々に御利用いただく場所として、町で取得することが望ましいと判断し、購入することに決定したものであります。

(2) のどのような基準で工事が行われたのかという質問であります。民間業者から提供された書類について内容を確認したところ、駐車場としての必要な強度は十分確保されているものと断定しております。

(3) につきましては、購入予定地の駐車場の面積は5,098平米、のり面部分が3,823.05平米で合計8,921.05平米です。坪単価は約2万9,680円で、完成品を購入予定価格は8000万円でございます。買収資産価格は鑑定価格である基準土地価格から算定しますと、あの場所で約1億3500万円となりますが、町と土地所有者と協議した結果、8000万円ということで合意したところでございます。

(4) の町が直接土地を購入し駐車場を整備したほうが安価だったのではないかという質問ですが、今回の駐車場整備については詳細な測量設計により総数量を算出しておりませんので、相手方からの数量により町で積算した場合の概算になりますが測量設計費、用地費、工事費、合計で9400万円となるものであります。

(5) については、町で土地を取得し駐車場として整備する場合、測量費、用地購入費、工事造成工事とそれぞれ契約施工となり最短でもことしの春の施工となることから、道の駅のリニューアルオープンまでに合わなかったというものであります。オープン時には相当の渋滞が予想されることなどから、民間が整備した駐車場で借用してきたものであります。これまでも議会に対して道の駅の西側駐車場については経過を説明してきたところでありますが、民間業者が整備した駐車場、今回町が購入するもので今後必要な手続を行う予定であります。

大綱2の人口減少対策についてであります。 (1) 住宅団地造成による移住定住促進については、町の財政状況を考慮し、空き地・空き家バンクや地方創生推進連携協議会を活用した大郷らしい住宅地を形成することを図ってまいります。

(2) については、町外県外へのPRについてはホームページでの移

住定住ページへのわかりやすい誘導による情報発信に努めてまいるとともに、大友議員が提案するように東京都に設置している宮城県のアンテナショップや、また本町といろいろななかかわりを持っている企業の窓口などにもお願いしたり、移住センターなどへのパンフレット配置など周知を図ってまいります。

(3) につきましては、これまでも18歳までの医療費無料や給食費の無償化、保育料の軽減などの子育て支援、そして住宅支援では固定資産税相当額を助成する若者子育て定住取得奨励金や分譲地取得を支援する住宅取得支援補助金制度などを実施してまいります。引き続き若者定住への支援を強力に進めてまいりたいと思います。

大綱3の住民バス運行については、(1)と(2)につきましては関連がございますのであわせて答弁させていただきます。苦情件数については、役場と運行事業者で7件受け付けいたしました。内訳は、運転手の態度や運転に関するものが6件、バス停に関するものが1件です。対策については、運転に関するものはドライブレコーダーや添乗調査による確認し、改める必要があるものと考えております。今後指導を強く行っていく、そのような考えでさらなる安全運転に努めるよう運転士に周知してまいりたいと思います。バス停に関しましては、バスの停車位置を変えるなど対応してまいります。住民バスは多くの方々に安心して御利用いただいているものと考えておりますが、ふれあい号の本格運行とともに住民バスの運行見直しなども検討してまいりたいと思います。

(3) につきましては、平成25年のアンケート調査で土曜、日曜の運行希望が多かったことから、平成26年4月から9月までにかけて土曜、日曜の試験運行を実施いたしました。乗車実績が少なかったため本運行は見送った経緯がございます。土曜、日曜の運行は今の段階では考えてはおりません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） それでは再質問したいと思います。

大綱1番の道の駅駐車場に関してですけれども、町長は議会に対して当初公社が借りるというようなお話をされて、9月議会になると町が借りることを考えているというふうな話になりました。12月議会になると町が借りるより買ったほうが良いと考えていると。それ以外にもことしの1月28日ですか、全協の中でも町が買って工事するより民間のほうが安くなるんだというようなお話もされていましたがけれども、今回町が購

入するとの提案をしてきていますけれども、これまでの経緯を見ると一般的に利益を追求する民間会社が昨年11月リニューアルオープン以来、ことし6月までの8カ月間も無償で公社や町に貸すはずもなく、町と■■■■の間でかなりの信頼関係がなければ駐車場の使用料を請求すると思うんですけれども、今年21日の議会全員協議会での町長の説明だと、昨年議会に対して公社が駐車場を借りると説明していた以前に、町長と民間会社の名前出しますけれども、もしあれでまずいと思うんだったら削除して構いませんのでね、一応会社名を言いながら質問をさせていただきます。■■■■の間で町長の独断で町に買わせるという確約をしていたような説明がありましたけれども、確約していたんじゃないんですかね、どうなんですか町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 何の確約ですか。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 町に買わせるという。ここに全員協議会の町長の説明があるんですけれどもね。曇りのあるように思われるのは執行者としてたまらないので説明しますが、俺が議員なら何で■■■■なのやって、そこから聞くよと。土壌改良で技術的に優れている会社で町と同じ規格で工事したら幾らになるのやと。もし町が買わないのなら公社に買わせるよと、そういうようなことの発言をしているわけですよ。これ■■■■に当初にお話をされる、町長が言ってお話をされる時点、要するに私たちに議会に対して公社で借りるよと、そういう話で来ているわけでしたから、今回買うというふうになっていきますけれども、最初から買うという確約があったんじゃないですかってお聞きしたんです。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 最初から買うとか買わないとかという問題でなくて、リニューアルオープンにどうしてもあの駐車場が必要だと、必要なんですがリニューアルオープンまでどう間に合わせるかということで、庁内で協議をいたしました。町のルールで工事を進めると、年を越して来春から工事が始まるということではリニューアルに間に合わないという判断に立って、■■■■にあの工事をするのに駐車場をつくるのに櫻井さんから土地を購入していただいて民間サイドで駐車場をつくっていただきたい、お願いできますかという相談をしました。そうしたところが■■■■では、大郷町に何かで恩返ししたいというそんな思いでいたので、もし我々がそういうことでお手伝いできるのであれば協力いたしますと、こういう

話でございましたので、我々は何の不思議も持たないで合法的な仕事をお願いして借り受けたという、こういうことであります。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） だから、借り受けたということなんですけれどもね。今のお話の中では内容的なものもここにあるんですけれども、1月28日の全協の中でも町が全面的にいくと議会の関係があるからオープンに間に合わせてつくってもらうために民間に任せたと。ということですよ。（「うん」の声あり）そういう中で、これなぜ来春になるというふうになるのか説明していただけますか、詳しく。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

先ほど町長のほうも答弁しておりますが、整備する場合、測量設計しそれでその工法なりを確定し、実施設計もして、その後に用地買収をして、その後の造成工事ということになってございますので、予算がそれぞれ、予算がなくては執行できませんので、その都度測量設計が終わったら新たな予算組みをし、用地買収をし、その後に今度工事の施工ということになってきますので時間は大分かかるというようなことでのことでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） これ、当初3月の時点でもうリニューアルオープンするための設計だったかな、設計費だったか、なんか当初予算で上がっていましたよね。その時点で駐車場の話ってなかったんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

駐車場につきましても議論はされておりましたが、それにつきましてもその11月の、当初はもっと前にリニューアルの予定だったはずなんです、それではちょっと間に合わないということで、まずは建物のほうの工事を早めるというようなことでの予算組みだったと記憶してございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） だから当初予算組む前にもう駐車場の話が出ていたわけですからね。だったらもう当初予算に設計なり、測量設計なり何なり、6月にもう出てきているわけですから補正で。町長言っているようにね、事業をやるときに、このような大きい事業、大きい金額の事業をやると

きは、当初予算に入れるべきだ、補正で組むなんていうことはあり得ないだろうというようなこともおっしゃっていた経緯もありましたけれども、それはそれとして、やはりそのどうしてもその印象的に最初公社が借りるという説明をしておいて、その場合民間と民間の話だから我々議会としては口が出せないような状況なんですよ。民間と民間だからと。そういうような状況がある中で、最終的に買うという。それも先ほども言いましたけれども8カ月も無償で借りているんだと。だからもう買うしかないんじゃないのというような話になったとしか、私の感覚で言っちゃうのも悪いんでしょうけれどもね、そうしか思えないんですけれどもどうなんでしょうね。言葉は悪いですけども、意図的にこういうことがあったのではないですかというふうに思わざるを得ないですよ。それに関して何か答弁あれば。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 意図的にとかというよりも、リニューアルオープンにどうしても駐車場が必要だという判断になって、その段階で、町で予算を執行して順序正しくやっていく時間もない。ならばどうするかということていろいろ検討した結果、民間の力を借りてリニューアルオープンに間に合うようお願いしたほうがお客さんにも迷惑をかけないで安全に目的が達成されるという。次の部分で、いよいよこの土地をどうするかと、今後借りるか町で購入するかという議論になったときに、いろんな使い方がるので町の土地にしたほうが将来においても得策だという判断に立って、単価も我々が思っているよりも安い内容になっているのでここで町が購入して将来に備える、そういうことも事業としてはある。ですから、透明性を高めて説明もつく内容にしていこうということで、今回初めて予算というものが必要だから議会にかけているわけですから、我々は常に事業をやる場合に議会を通さずに1円の金も使えるものはないので、そういう意味では今までこの駐車場については町が支出をする段階でないものだったから、今回が初めて購入するということからただいま議論を申し上げている。そういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 町長ここで説明したように、もう一回説明していただけますかね。何で■■■なのやという。何で■■■なのやっていう疑問を持つでしょうあんなたち、議員の人たち疑問持つでしょうというものに対してもう一回説明してください。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 何で柿崎。■■■が地元だから■■■なんですよ。この土壌改良剤、よその町の企業もやっているかもしれない。私はわかりませんが、ただ、■■■を誘致するときから■■■の会社も理解しているし、■■■に大枚な負担をかけてお願いをする内容になって相談をしたら、我々もお世話を受けているから大郷町にこんな形で恩返しできるのであれば利益を度外視しても協力したいと、こういう話だったからそれをお願いしたという。これまでの話です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） ■■■にお世話になっているからお願いしたんだというような、簡単に言えばそういうような話だったんでしょうけれども。実際問題ですね、地盤改良業者というのは私ここでデータ出してみたんですけれども、いろんな工法があるんですけれども、細かくは言いませんけれども。もう何十社ってあるんですよ。■■■だけじゃないんですね。

それで、これ2番目にいきますけれども、どのような工事の基準なのかと。これ何も詳しくどのような基準でこれやっていただいたのか。町も恐らく出していると思うんだよね、基準を。その基準、町で出している基準、どのぐらい出しているのかちょっと教えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、地盤試験の1つ、要は路床土支持力比を求めるものにCBR試験というのがございます。事業者から提出されました土質試験結果から判断いたしましたところ、路床土としての強度、いわゆるCBRの値が期待値、いわゆる路床土として適格である3%を超えておりましたので十分地盤の強度は確保されるものと判断してございます。ちなみに事業者のほうから出されましたCBRの値は34%でございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） この場合の工事、町でやったときの工事の試算、試算というか工事内容ですね。町でやったときの工事内容、どのようにするか、シミュレーションといいますか、予算というのはその金額を出すにしても何にしてもそういうシミュレーションをしていないとこのぐらいかかりますよという、先ほど答弁書にもありましたけれども、出ないと思うんですけれどもそういうものをちゃんとつくっていませんか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

先ほども町長が答弁いたしました、町のほうで詳細な測量設計は実施してございません。あくまでも事業者からいただいた数量に基づき工事費を算出しております。

以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 資料だけで、全協のときも担当課の課長さん、業者からね、この業者さんから出された資料だけで十分だと判断したんだけど、そういう答弁していますけれども。あと、これ資料だけっていう話なんだけれども、これ実際町で借りるにしても買うにしても、現場に行きってきちっとその工事の工程を確認しながらそのもらう資料と比較して、よし悪しっていうんですかね十分だとかというそういう判断になったんですか、これ出かけてちゃんと確認しましたか。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

事業者が工事している現場には直接は行ってございません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ちょっと大変失礼な話になるかもしれませんが、先ほど来、町長、本当にこの会社大変御迷惑をかけながらお世話になっているんだというようなこと言っているんですけれども、この会社ね、以前指名停止をくっている会社なんです。それも施工不良。その施工不良を追及されて、資料を出しなさいと言われたときに今度虚偽の報告をした資料を出しているんですね。それで9カ月間の指名停止食っているんです。これ国土のトンネルの工事ですけれども。さらにね、昨年。これ東北地方整備局新庄河川事業発注の工事、これも業者間での情報共有、俗に言う談合ですよ。やっついて2カ月間のこれ処分くっているんですよ。こういう業者さんの資料が提出されたからって、この工事大丈夫なんだって判断できるんですかね、信用できますか。どっちでもいいですよ、答弁してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そのようなものは、我々は伺ってもおりませんし、彼の会社もそんな問題もないということで信じてお願いをしたところ、ごさいます、仕上がりも良好だということから、もう半年も過ぎてもしっかりした路床であるということから、今回このような契約に至るということ、ごさいますので、そんなに私は人を疑ったり何なりはしておりま

せんので、あなたのその気持ちはわかりません。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 私の気持ちとかそういうものではなくて、そういうものも事前に調べて、町の事業としてやったわけでないから発注という話にはならないと思うんだけどね。（「主任ちょっと話しして」の声あり）（「町長、質問中はちょっと」の声あり）質問中ですからね。だからこういう、去年もやっているんですよ、これ。その前回にもやっている。これ国の仕事なんですよ、全部。それで山形県内で指名停止くっているんですよ。だからね、信用するならするなりにしっかり調べて、それでこういうふうなきちっとした会社ですよ、だから信用してください、資料だけで判断しましたけれどもというように話で議会に提出されるのであれば、それなりに我々も信用して判断の材料になると思うんです。だから、その提出する側がそういうふうなしっかりしたものを持って提出すべきじゃなかったんですかね。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。残間参事。

参事（残間俊典君） 今の指名停止の関係でお答えしたいと思えますけれども、山形県内で東北地方整備局ですか、のほうの指名停止あったということなんでございますけれども、通常法的に独禁法なり談合防止法なり入札契約の妨害に関する法律に違反した場合には、全国どこでやっても宮城県のほうで指名停止かけます。宮城県でかけた場合については、町の指名基準も同様の指名基準ですのでその情報をもとに指名停止をかけます。去年の案件につきましては、恐らく私の思うところなんですけど、軽微な案件ではないのか、法律違反ではないというものでないのかなというふうに判断してございます。それから指名停止の関係につきましては、国の発注状況を見ますと町でも指名停止かけていますけれども、大手さんと言われるゼネコンさんしょっちゅう指名停止かかってございます。その辺も判断しまして指名停止やったからイコール書類に不備があるということではないのではないかとというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） それは行政で提案してきた方々の思いなんでしょう。ではないかという答弁ですよ。こういうですよというように話だったらまだわかりますよ。ではないかという答弁だったんですね。次に行きますから。

これ、販売価格の算定ってここにも答弁書にもありますけれどもね。その中で1億3,589万円の価値がある土地なんだよと。これ町で買って

も同じ価値だったですよ、宅地にさえ直していれば。どうですか。担当課どこで。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今の質問につきましては、農地を買った場合ということでよろしいのでしょうか。

2番（大友三男君） 農地を買って宅地にしたら1億3,000万円という同じ価値になるんですよ、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えします。

今回、町の評価替えによりまして、あの土地が宅地になったことによりましてその金額が評価されたことによりまして、その金額になるということでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ちょっと議長に怒られるかもしれないんだけど、これね、この間の全協の中でもいろいろ言っているんだけど、ちょっとね、これ町で買って同じ値段で、町買わないなら公社に買わせるからと、一等地だから公社が買って転売したら公社の赤字解消になるからと。そのような話までしているんですよ。何でこのような話を出してきたんだかわからないけれども。（「全協で」の声あり）全協で。説明の中で。これ実際問題としてそういうことはあり得ないんだけど、余計なことだからこれ一応やめますわ。これ質問通告書とまた別だから、私判断します。

議長（石川良彦君） 質問を続けてください。

2番（大友三男君） はい。次に行きます。時間の関係もあるので。

これ町が買ってあいずすると高くなる、高くなるって言っているんだけど、これ緊急事態でやっていって、これ舗装工事までしたからこそ高くなるのであって、現実問題として、岩出山の道の駅、宮城県内でも一番売り上げのあるところだって裏のほうの駐車場、ここだとイベントするときとか土曜日曜のお客さんの多いときの駐車場って全部砂利ですよ。ふだん使っていないから。見てください、今の公社の駐車場だって。公社の駐車場というか、あの西側の駐車場。ふだんあそこさ仕事で乗り合わせするための十数台の車とまっているだけ。日曜日だったって大してとまっていません。本当に確かに町長言うようにイベントあるときはとまるかもしれない。だから年に数回ですよ。別に駐車場をリニュー

ーアルオープンに間に合わせるっていうんだったら、別に舗装にする必要もないよ、ふだん使っていないんだからって私は思います。そうすると、私ね、業者さん、こういう業者さんに確認したんです。土壌改良したって駐車場として整備するだけだったら舗装しないで、2,000万円から2,500万円で終わりますよ、高く見てもと。こういう話もされました。舗装しても（「……話だったかな」の声あり）町長、私今質問しているから。それで、複数の業者さんに聞いたんです。恐らく舗装しても4,000万円ぐらいで上がるよあの工事って、実際[ ]どのくらいかかったか工事費、町に出してきていますか。ちょっとどうなんだか、提出しているかしていないか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 町のほうには提出はございません。

議長（石川良彦君） 大友議員。

2番（大友三男君） だから、さっき言ったようにね。町で買っても、最初からだよ、町で買っても[ ]が買っても1億3,000万円の価値がある土地なんです、あれね。要するに。町で買ってもなんですよ。町で1億2,000万円買って、2,500万円かけて、3,750万円で済んだかもしれない。それにプラスアルファで今回も境の測量しているから230万円だけ出して、そういうのも含めたりなんか、測量にしても何にしてもそうで。測量も相手から出された資料をそのまま鵜呑みにしてさっき計算したとかなんとかって話も出ているわけですけども。そういうふうな話ですよ。まるきり今回この提出してきたこの案件というのは、民間のこの業者さんの話だけで来て、それをまともに鵜呑みにして買いたいんだっていう話になっているようなんですけども。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 必要であるからお願いをしたという、こういうことです。必要でないものに投資したわけでもございませんし、必要だからこれはここで購入すべきだと。町が、議会が必要でないということであれば必要でない方法もないわけではございませんので、よろしいですか。必要だからやったんだ。

議長（石川良彦君） 大友議員。

2番（大友三男君） 本当に必要なのであれば、町長言っているように、町長本人が言っているんだよ、こいつは。曇りのあるように思われるのは執行者としてたまらないという。要するに町長自身が曇りのあるように思われるんでないかっていうふうに認識しているからこんなこと言ってい

るんでしょう。（「どこで言った」の声あり）全員協議会。5月の21日の全員協議会で言っています。そういう話、ここの議員さんたちみんな聞いていますから。そういうようなことなので、私が言いたいのは、言いたいんじゃないんだ、お願いしたいのは土地を購入するなりいろんな事業をするなりするのはいいんです。ただ、問題は先ほどしっかりとしたルールで則ってやりましたって言っているんだけど、本来駐車場を整備する場合、購入費用とか、農地を買うとか、測量だとか、その工事の費用だとか、これ全部議会にその都度出して、議会に相談をかけてそれで議決をもらって、それでやるべきものなんですよね、通常は。その通常でない方法をとったということじゃないですか、これどういう認識でいますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今回が初めて購入するという事で財源が伴う内容になったからかけたんですよ。そうでなければかけないですよ、議会に。今までは全然関係ないことなんですよ。ただ、議会には質問に応じて答弁してきた、こういう内容で借りていますよ、こういう内容で土地をお願いしていますよということを言っていたけれども、今回初めてここで予算が伴う内容になったから議会に提案したという、こういうことなんです。そうでなければ、何も問題ないんですけれども、いよいよ借りるにしても買うにしても予算の伴う内容になったから補正でお願いをしているという、こういうことなんです。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 町民の方々にわかるような透明性のある事業を、その財源になるのは貴重な税金ですから、そのことをお願いして次の質問に入ります。

人口減少対策。今、町長進めているあの空き地空き家バンク、遊休利用地これ、先ほど来も関連で同僚議員が質問をされていましたが、今あの近隣市町村というか利府、富谷、大和、大衡についても民間で造成しようが、町で造成しようが、これ分譲宅地というものを整備してそこに来て人口増になっているのが現実だと思います。そういう中で、今やっぱり町長一生懸命になってこれからやっていくんだよという、その500の遊休不動産の利用とか空き家バンクとか、これ空き家バンクは何か思うように進んでいないようだよ。登録数が全然ふえていないから。申し込み数はふえているようだけれども、登録数は全くふえていないという。そういうような状況の中で、この遊休不動産利用の場合は点在し

ているような状況の中でこれ、もちろんこれもやっていくべきと私考えていますけれども、ただ効果が出るまでにはこれ時間がかかり過ぎるという。要するに10年、15年というようなスパンでの即効性がないと思われるような施策だと思っんです。これはこれとしてやらなきゃいけないと思いますよ。ただ、今の時代若い人たちにはしっかり整備された土地、高崎団地いろいろありました、ありましたって言うのは申しわけないけれども、高崎団地そのものにしても私も最初あんなへんぴなところとっていたけれども、言葉は悪いですけども、でも何だかんだ16戸わけですよ。だから、やはりその町として、こんな何十戸もという大規模じゃなくても、やっぱり10戸単位とか、今うちのほうの海老沢のほう、海老沢じゃないや、後沢田のほうにも新しい団地を民間でつくってありますけれども。あのぐらいな規模でも何でも、やはり町有地を利用しながらつくれば若い人たちが望んでいるようなその土地を提供できるんじゃないかと。そのほうが即効性ある事業、これも併用してやるべきじゃないかと思うんですけども、町長どう思いますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 公民連携担当。

議長（石川良彦君） 答弁願います。千葉参事。

参事（特命担当）（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問にあったような部分も含めて、手法については特に何と限定せずに取り組んでいこうとは思っております。

議長（石川良彦君） 大友議員。

2番（大友三男君） 取り組んでいこうと思うんじゃなくて、取り組んでください。ぜひお願いしたいと思います。

それで、次に子育てとといいますか、PRの関係は町長も前向きな答弁で県のほうのアンテナショップやなんかも利用しながらということで理解いただきましたけれども、それだけじゃなくてやはり以前から農政商工課のほうにも大分言って、まちづくりにも言っていたんですけどね。一番その集客力のある物産館に常のモロの等身大の大郷町のコマーシャル、要するに掲示板、子育て支援なり移住定住のやつをもうわかるように、パンフレットと一緒にすべきじゃないかって私何回も言ってきたはずなんだよ。それ一向に何もなっていない。さらに、町内の商店、食堂、例えば、個人のあれ出して悪いけれども、夢実の国とかね。あそこも結構町外から来ますから。そういうところにこういうPRのパンフレット、せっかくつくったんですからね、こういうパンフレット。せっ

かくつくったんですから、こういうものを置いてもっともっと積極的にPRすべきだと思うんですけども、まちづくり政策課ですか、担当、よろしくをお願いします。どういうふうに考えているんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

そのようにPRに努めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 大友議員。

2番（大友三男君） あと時間もないので、次の住民バス行きます。

いろいろと私のほうにも来ています。一時不停止しないとか、信号無視しましたってこの間来ました。さらに、なんかあの事務所の近くで立ちションしていたとか、そういうふうに本当にマナーが悪いっていうんですかね。そういうのも来ていました。それでいろいろとこうやって答弁書を見ますとやっているんですけども、これね、いい大人が何ぼこうやって今まで何年もたって何回も注意しても全くよくなっていないという。これ職務含めて考えるべきでないかって、厳しい姿勢で臨まなければ直らないんでないかというふうに思うんですけども、担当課どのよう to 考えますか。端的にお願いします。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） 答弁にもございましたが、今後、今後と申しますか先月も添乗調査を実施しているところであり、その結果などを踏まえ厳しく指導してまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君） 大友議員。

2番（大友三男君） 添乗調査、これは前にモニターみたいな方を乗せて不定期に、定期的でなくて不定期に乗せていろいろとどういう状況になっているか把握しますよというようなことを言っていましたけれども、この1年間でどのぐらい実施しましたか。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） モニターでの添乗調査は実施しておりません。町の職員が昨年度であれば1回でございますが実施しております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） いかにもその前の答弁のときは、月にせめて1回ぐらいずつはそういうモニターの役目を果たす人、職員でも何でもね、乗せるようなニュアンスっていうとちょっと違うのかな、そういうふうな答弁があったんですけどもね。やはりしっかりと実行していただいて、そうするとこういうことも少しずつなくなると思うんです。やはりそうい

うことをしっかりと、あしたからでもいいですからやっていただきたい  
と思います。一応答弁はまあ、いいです。もう時間がないんでね。

次に、日曜、祝日、土日、これね以前あったからそれで乗らなかった  
からやめたんですっていう経緯、私もわかりますそれ、知っています。  
ですけれども、そのときからまた時代が変わってきているんです。まし  
て今あの若い人たちで免許を持っていない方は、やはり土日、祝日に町  
内に何もありませんからね、遊ぶ施設。商業施設も。そういう中で  
なり、利府の、商店名出すとまたあれ、削除するなら削除し  
て、なり、なり、あとは仙台駅なり、そ  
ういうところにバスを何とか走らせてくださいって、これね、ことしの  
12月に成人式の役員会の中でこういう要望も出ているんですよ。若い人  
たちから。ぜひやってくださいって。やはりね、デマンド交通も同じで、  
やはり土日なんかデマンド交通にしても、やはり土日なんかも利用する  
ようにしたほうがいいんじゃないかと思うんです。総合的に見直すとい  
う答弁もここにありますからね。その件に関してどのように、町長から  
一言お願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） その財源を見つけましょう。議会も一緒に考えましょう。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 子育て支援の関係で言おうと思っていたんだけど、  
ふるさと納税、未来づくり基金ですかこれ、このほうから去年、ことし  
か、住民バス買うのに2,200万円出しているんですよ。あの未来づくり  
交付金でもね、基金や、こいつからでもここさ国際社会に目を向けた青  
少年の育成っていうのも、交流っていうのもあんの、使えるはずなだけ  
れど、ふるさと納税から。だからそういう財源なんかも模索しながらや  
るべきだと思うんです。どうでしょう。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） ふるさと納税もまだまだ足りないからもっと上がるよう  
に、頼むよ。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 頼むよって言うんではなくて、「頼みます」の声あり）  
やはりね、我々だって提案はしているわけだ。それを実行するかしない  
かは行政の問題、行政側の問題ですよ。先ほど言ったように、PR一つ  
にしたって何もやっていないんだからね。公社でというか、道の駅で。  
何ぼ言っても。だからもうちょっとやっぱり各担当課の人、さっき町長

言ったでしょう、各担当課を越えながらいろいろ町の政策打っていくんだよと言っているんですから、やはりそれを実践してください。どうですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今、まとめてこの間も30人ほどお願いしたいというそういう人たちも来ている。どんどん議員の皆さんも1人10人ずつふるさと納税に力を入れてもらおうと大変助かりますので、お願いをしたいと思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 住民バスの土日の件にしてもそうなんだけれどもね、町内の人だけが利用しているわけじゃないんです、これ。ほかの町のバスと違って大郷町の場合は塩釜、松島、鹿島台、吉岡、大和町のターミナルまで行っているんですよ。町外の方々も利用しているバスなんです。それを考えた場合は、やっぱりもっとその土曜日曜の運行なんかもやはり考えるべきだと思うんです。どうですか、担当課、今度。町長の答弁はあったから担当課。

議長（石川良彦君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（伊藤義継君） お答えいたします。

土曜日曜の運行に関しまして、先ほどの答弁にもございましたが以前試行運行したということがございます。今議員のおっしゃるように要望の声があるという声ではございますけれども、その平成25年のアンケート調査でも、アンケートの時点では利用したいという数は多数ございました。しかしながら運行を開始すれば実績は上がらなかったということがございます。実際、若い方々で免許がない方が何人いるかはこちらで把握はしておりませんが、仮に再度試験運行した場合においてもそれほどの費用との関係から効果は生まれないものと考えております。

2番（大友三男君） 若い方々の意見を吸い上げて、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時10分 休憩

午前 2時20分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から承認第1号について提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、承認第1号について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

2ページをお開き願います。専決処分書でございます。

専決第1号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

#### 記

大郷町介護保険条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日 専決

大郷町長 田中 学

今回の条例改正につきましては、これまで所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率については規則委任事項としていましたが、条例で規定することで明確化を図ったものでございます。また、政令一部改正が平成31年3月29日公布され、平成31年4月1日から施行することとされたため、その内容をあわせて改正し専決処分したものでございます。

内容としましては、低所得者の保険料軽減強化について10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てであることを反映し、2020年度以降

の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定し軽減を拡充したものでございます。

3 ページ別紙にて改正内容について御説明申し上げます。

介護保険料額については、条例第2条第1項に規定しておりますが、第2項にて軽減賦課について規定しており、その内容を規則で定めていたものから保険料率を明記したものでございます。

まず、第2項については、従来から軽減措置が行われてきた第一段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げ、2万7,900円としたものでございます。

また、第3項、第4項については軽減措置の対象を第二段階、第三段階の第1号被保険者にまで広げ、これらのものの減額賦課について読みかえ規定を定めたもので、第二段階の減額賦課に係る保険料率を4万6,500円に、第三段階の減額賦課に係る保険料率を5万3,940円としたものでございます。

改正箇所の説明は以上でございます。

なお、最後に附則としまして施行時期は平成31年4月1日から施行するものとし、経過措置として改正後の大郷町介護保険条例第2条の規定は平成31年度保険料から適用し、平成30年以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものとしたものでございます。

承認第1号につきましての説明は以上でございます。

内容につきまして御理解いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、承認第1号について提案理由の説明を終わります。

次に、承認第2号、承認第3号及び承認第4号について提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） それでは、初めに、承認第2号の提案理由を御説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

6 ページをお開きください。

## 専決第 2 号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

### 記

大郷町税条例等の一部を改正する条例

平成 31 年 3 月 31 日 専決

大郷町長 田中 学

今回、御承認をお願いします、大郷町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 29 日に国会で可決成立し、同日公布、原則 4 月 1 日から施行されたことを受けまして、平成31年度課税に支障を来さないよう専決処分により対応したものでございます。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直しとその準則にのっとり今回一部改正の専決処分をさせていただいたところであります。法の一部改正によります施行期日の関係から、本条例においては 6 つの条に分けた形での改正となり、主な改正点としましては寄附金及び住宅ローン控除の改正、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置について、3 点目は自動車のグリーン化特例の大幅見直し、4 点目は需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減を定めるもの、5 点目はエコカー減税の軽減割合等の見直しの改正となるものであります。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

7 ページの別紙をごらんください。条文ごとに御説明いたします。

初めに、第16条の 7 につきましては、ふるさと納税制度の見直しによる特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものでありまして、2 項については引用条項の改正を行ったものでございます。

続きまして、附則の改正でございます。

附則第 5 条の 3 の 2 につきましては、住宅ローン控除の改正により控除の対象期間が 2 年間延長されるものであり、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止に伴い第 2 項を削除し、第 3 項を第 2 項とするものでございます。

附則第 5 条の 4 につきましては、本則第16条の 7 の改正に伴い引用条項の改正、第 7 条並びに 8 ページの第 7 条の 2 につきましても本則第16条

の7の改正に伴います申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備にあわせ、文言の整理を行うものでございます。

附則第8条の2につきましては、わがまち特例における固定資産税の特例措置の条例で定める割合の条項の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

附則第8条の3につきましては、9ページの第6項に高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用の規定を新たに加えることにより、政令改正等にあわせて引用条項の改正を行うものでございます。

9ページから10ページに係ります附則第14条の改正は、軽自動車税の税率の特例で、グリーン化特例について3段階で改正するうちの第一段階について改正するものでありまして、重課税を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽減課税を定めた第2項から第4項を削除したものであり、第5項を第2項、第6項を第3項、第7項を第4項に改正するものであります。

附則第14条の2につきましては、第14条の改正に伴う引用条項の改正でございます。

附則第21条の第3項及び第4項は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用に係る申告要件等の文言の追加等の整備を行うものでございます。

続きましてこれ以降、第2条から第6条の改正となります。

まず、第2条による改正でございます。第18条の2につきましては、町民税の申告について改正するものでございまして、第6項に申告書記載要綱の簡素化を追加することにより、旧第6項以下を繰り下げるものでございます。

第18条の3の2及び18条の3の3につきましては、個人住民税の非課税措置の拡大に伴い給与所得者及び公的年金等受給者に単身児童扶養者の扶養親族申告書の記載事項を追加し、引用条項を改正するものでございます。

第18条の4につきましては、第18条の2の改正に伴う引用条項及び文言の整備を行うものでございます。

次に、11ページから附則の改正でございます。

附則第13条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割を平成31年10月1日から平成32年9月30日まで臨時的に軽減する規定を新設するものです。

附則第13条の2の2につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。

附則第13条の6につきましては、環境性能割の税率を臨時的軽減の規定を新設し1%とするものです。

続きまして、13ページになります。

先ほど第1条で改正された附則第14条につきまして、第2条でもグリーン化特例について3段階で改正するうちの第二段階を規定するものであり、重課税分の規定を整備し平成32年、平成33年度の軽減分の規定を新設するものでございます。

15ページの第14条の2につきましては、第14条の改正に伴い3段階で改正するうちの第二段階の規定を定めるものでございます。

次に、第3条の改正です。

第10条につきましては、個人住民税の非課税範囲の拡大により単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加をするものでございます。

続いて、附則の改正となります。

第1条並びに第2条で改正された附則第14条につきまして、グリーン化特例について3段階で改正するうちの第三段階を規定するもので、平成34、35年度の軽減課税規程の対象を電気自動車等に限定した上で新設するものです。

16ページの附則第14条の2につきましては、第14条の改正による引用条項を改めるものでございます。

次に、第4条の改正です。

第4条関係の改正につきましては、平成28年改正条例の一部を改正するものでございまして、第2条の2につきまして既定の文言の整備を行うものです。

第5条の改正でございます。

17ページの第5条関係の改正につきましては、平成30年改正条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、資本金1億円以上の大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合についての規定を整備するものでございます。

次に、第6条の改正です。

18ページの第6条関係の改正につきましては、平成29年改正条例の一部を改正するものでございまして、第2条の2の規定の整備が図られる

ものでございます。

続きまして、19ページの改正条例の附則でございます。

第1条は施行期日について規定しており、改正条例は原則平成31年4月1日から施行するものです。ただし、各号に掲げる規定につきましては、それぞれ定める日からの施行となります。

20ページの第2条から22ページの第8条につきましては、町民税等に関する経過措置に係る規定でございます。各条項に基づき適用するものでございます。

続きまして、承認第3号の提案理由を御説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

25ページをごらんください。

専決第3号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

#### 記

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日 専決

大郷町長 田中 学

今回、御承認をお願いします。大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、承認第2号の税条例等の一部改正と同様に、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に国会で可決成立し、同日公布、4月1日から施行されたことを受けまして、平成31年度課税に支障を来さないよう専決処分により対応したものでございます。

今回の改正の主な内容としましては、医療に係る基礎課税額の限度額の改正と5割軽減及び2割軽減世帯に係る軽減判定基準額の改正でございます。

26ページの別紙をごらんください。

大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、課税額の算定内容についての規定で、第2項ただし書き部分で医療分に係る基礎課税額の限度額を58万円から61万円に改正するものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額措置についての規定ですが、第1項につきましては第2条の改正にあわせた課税限度額の改正です。第2号については、5割軽減世帯の軽減判定所得の算定の際に用いる基礎金額を275,000円から280,000円に引き上げるものでございます。第3号については、2割軽減世帯の軽減判定所得の算定の際に用いる基礎金額を50万円から51万円に改正するものでございます。

次に、改正条例附則でございます。

第1条では、施行期日を平成31年4月1日からとし、第2条で改正後の条例は平成31年度以降の国民健康保険税に適用するものでございます。

それでは、次に承認第4号の提案理由を御説明いたします。

議案書の27ページをお開き願います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

28ページをごらんください。

専決第4号 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日 専決

大郷町長 田中 学

今回、御承認をお願いします、条例の一部改正につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、3月30日公布、4月1日施行されたことにより、条例で規定している同意の日の期日を延長するための改正で、省令の施行日である4月1日の施行とするため専決処分により対応したものでございます。

29ページの別紙をごらんください。

大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（平成21年大郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

課税免除に関して規定している第2条につきまして、現行の平成31年3月31日までを平成33年3月31日までに改正するものでございます。改正によりまして平成33年3月31日までに基本計画の同意が行われ、同意の日から5年以内に対象施設を設置した事業者に対して3年間固定資産税を免除することができることとなります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第8、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

提出者から報告第1号及び報告第2号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案書30ページをお開きください。

報告第1号について御説明いたします。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき平成30年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

31ページをごらんいただきます。

平成30年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費、会計年度任用職員例規整備事業213万9,000円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で発注作業中でございます。これにつきましては、令和2年度施行されます会計年度任用職員制度に対応する関係例規の整備等において現行の特別職非常勤、一般職非常勤等の会計年度任用職員への振り分け等を明確に国・県から示

されておらず、他市町村との均衡を図る必要もあることから所要の時間を要したため繰り越したものでございます。履行期限が7月の31日となっておりますのでございます。

次に、大郷歯科診療所防水等改修事業70万円。繰越額、同額です。全て一般財源でございまして、5月24日に工事が完了してございます。

第3款民生費第1項社会福祉費、プレミアム付商品券事業83万9,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金83万9,000円、一般財源はゼロでございまして事務執行準備中でございます。本事業につきましては、国庫補助率100%の事業でございます。10月からの消費税等の引き上げ予定による低所得者、子育て世帯の消費に与える影響緩和と地域における消費喚起を目的に実施するものでございます。

5款農林水産業費第1項農業費、農林業系汚染廃棄物（牧草）すき込み処理事業789万1,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金392万9,000円、一般財源396万2,000円で発注作業中でございます。履行期限が6月30日を予定しているものでございます。

7款土木費第2項道路橋梁費、道路新設改良事業1,170万0,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金435万7,000円、地方債360万円。一般財源としまして374万3,000円で用地測量業務につきましては完了してございますが、改良工事等につきましては未実施となっております。

第4項住宅費、町営住宅建設事業2,695万1,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金1,347万5,000円、地方債1,340万円、一般財源7万6,000円で工事施工中でございます。町営住宅高崎団地の新築工事の第3工区の新築工事部分でございまして、完成予定が9月30日となっておりますのでございます。

第5項都市計画費、花楯公園階段修繕事業135万円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で工事施工中です。完成予定が6月30日となっております。

第9款教育費第2項小学校費、大郷小学校空調機設置事業7,808万8,000円。繰越額7,800万6,000円です。未収入特定財源としまして、国庫支出金が1,283万2,000円、地方債が5,890万円、一般財源が627万4,000円で工事施工中でございます。9月30日の完成を予定しておりますのでございます。

第3項中学校費、大郷中学校空調機設置事業7,654万1,000円。繰越額7,646万1,000円。未収入特定財源としまして、国庫支出金が1,343万4,000円、地方債5,830万円、一般財源としまして472万7,000円です。工事施工中で完成予定が9月30日となっております。

第6項保健体育費、学校給食センター給水設備改修事業67万円。繰越額、同額でございます。全て一般財源でございます。4月24日に工事も完了しております。

以上、合計繰越明許費2億686万9,000円。翌年度繰越額2億670万7,000円。既収入特定財源ゼロでございます。未収入特定財源のうち国庫支出金が4,886万6,000円、県支出金はゼロでございます。地方債1億3,420万円、その他につきましてはゼロです。一般財源が2,364万1,000円です。以上で平成30年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

議案書32ページをお開きください。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

33ページをお開きください。

平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書です。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第1款下水道事業費第2項下水道建設費、マンホールポンプ長寿命化事業1,380万円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金690万円、地方債690万円、一般財源はゼロでございます。5月29日に工事が完了してございます。

以上で、平成30年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

繰越明許費の報告でありますので、報告のみとなります。

---

日程第9	議案第30号	大郷町森林環境整備基金条例の制定について
日程第10	議案第31号	大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 1 1 議案第 3 2 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 2 議案第 3 3 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 3 議案第 3 4 号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第 9、議案第 30 号 大郷町森林環境整備基金条例の制定について、日程第 10、議案第 31 号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について、日程第 11、議案第 32 号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第 1 号）、日程第 12、議案第 33 号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）及び日程第 13、議案第 34 号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、初めに議案第 30 号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 議案 30 号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 34 ページをごらん願います。

議案第 30 号 大郷町森林環境整備基金条例の制定について  
大郷町森林環境整備基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 4 日 提出

大郷町長 田中 学

別紙をごらん願います。

この条例につきましては、本町が実施する森林整備等に必要な施策に充てるため、今年度以降、国から本町へ譲与が開始される森林環境譲与税、こちらを積み立て運用するための基金を設置するため制定するものでございます。

第 1 条につきまして、ただいま申し上げましたとおり基金の設置目的について規定するものでございます。

第 2 条につきましては、基金の積み立てについて規定するもので、町に譲与される森林環境譲与税の範囲内で、予算で定める額を積み立てすることとする規定でございます。

第 3 条以降につきましては一般的な事項でございます。第 3 条につきましては基金の管理について、第 4 条につきましては運用益金の処理について、第 5 条につきましては繰り替え運用について、第 6 条につき

ましては処分について規定するものでございます。

次のページをお開き願います。

最後に、第7条において、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるということで委任について規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第30号についての提案理由の説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で議案第30号について説明を終わります。

次に、議案第31号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 議案31号の提案理由を申し上げます。

37ページをお開き願います。

議案第31号 大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年大郷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

今回の条例改正につきましては、平成31年4月1日に施行されました宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

題名及び第1条から第3条中の文言につきまして、心身障害者とあるものを障害者に改めるとともに、第2条で定義する現在の助成対象者である養育手帳A及び身体障害者1級、2級と3級のうち、内部障害者に該当する方に精神障害者1級のものを新たに加え、対象者枠の拡大を図ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第31号につきまして、提案理由の説明といたします。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で議案第31号について説明を終わります。

次に、議案第32号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案32号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

す。

補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第32号 令和元年度大郷町一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町一般会計予算の名称を令和元年度大郷町一般会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,359万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,159万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算は、10月からの消費税及び地方消費税の引き上げ予定による低所得者、子育て世帯へのプレミアム付商品券発行に関する事務経費、来年度開園予定の認定こども園移行に伴う改修工事、幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修業務、県補助金の内示により強い農業・担い手づくり総合支援交付金、開発センター施設等修繕工事、道の駅西側駐車場敷の土地購入費、森林環境譲与税の創設に伴い来年度以降の森林環境整備等事業実施のための森林環境整備基金積み立て、公民館分館の環境整備事業補助、学校給食センター施設設備改修工事の増額補正の外、事業の性質上、早期の執行が必要となる事業について所要の予算を計上したものでございます。

補正額といたしましては、一般会計で1億7,359万2,000円の増額補正で、補正後の予算額は47億7,159万2,000円となります。

歳入面につきましては、補助事業見合いの特定財源としての国・県補助金を計上したほか、地方債及び財政調整基金並びに公共施設整備基金等により財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページ以降、第1表からの予算書につきましては、今回の補正予算書から内容は変わりませんがシステムからのそのまま提出しているものでございまして、若干数字とか文字が小さく見える部分がございますが御了承いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の説明をいたします。

歳入。

第2款地方譲与税第4項森林環境譲与税141万1,000円の増額補正でございまして、森林環境譲与税創設に伴うものでございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金1,906万9,000円の増額補正でございまして、民生費国庫補助金の幼児教育無償化対応に係るシステム改修に伴う子ども・子育て支援臨時交付金、また、プレミアム付商品券発行事業に伴う事務費補助金でございます。

第16款県支出金第2項県補助金546万2,000円の増額補正でございまして、総務費県補助金につきましては、市町村振興総合補助金並びに法人等に対する機械購入補助の強い農業・担い手づくり総合支援交付金などでございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金1億4,665万円の増額補正でございまして、財政調整基金は財源調整のためで、公共施設整備基金につきましては認定こども園移行改修工事、道の駅西側駐車場土地購入費、開発センター修繕工事などに伴い増額するものでございます。

第22款町債第1項町債100万円の増額補正で、農業債につきまして不來内排水機場の経営事業負担金分につきまして、地方債の充当率が当初は75%ということでしたが、95%に増額となったことによりまして今回地方債の増額をするものでございます。

以上、歳入補正額合計1億7,359万2,000円でございます。

続きまして、次ページ4ページをごらんいただきます。

歳出。

第1款議会費第1項議会費38万5,000円の増額補正で、職員の人事異動に伴う人件費の調整でございます。

第2款総務費第1項総務管理費355万3,000円の増額補正でございまして、職員の人事異動による時間外勤務手当の増額並びに町有林の樹木が民有地に倒れてきていることから、樹木伐採業務についての増額が主なものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費67万3,000円の増額補正でございまして、職

員の人事異動による時間外勤務手当の増額となっております。

第3款民生費第1項社会福祉費1,667万6,000円の増額補正で、職員の人事異動による時間外勤務手当、住居手当の増、プレミアム付商品券発行に関する事務経費の増、100歳の方々への敬老祝い金の増、介護保険特別会計繰出金の増額などがございます。

第2項児童福祉費1,811万9,000円の増額補正で、認定こども園移行改修工事並びに幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修業務が主なものでございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費62万7,000円の増額補正で、職員の人事異動による住居手当の増、夏場の健診時の熱中症予防対策用品の賃貸借の増などがございます。

第5款農林水産業費第1項農業費9,378万8,000円の増額補正でございます。職員の人事異動による住居手当の増、法人等への機械購入費補助金、開発センターの施設設備等の経年劣化による修繕工事、道の駅西側駐車場の土地購入費並びに土地境界確定測量業務が主なものでございます。

第2項林業費141万1,000円の増額補正で、森林環境譲与税の創設により譲与額を来年度以降の森林環境整備事業実施のための森林環境整備基金積み立てでございます。

第8款消防費第1項消防費123万6,000円の増額補正で、民有地に設置しております防火水槽について、その土地の寄附の申し出がありましたので、それに伴う地積測量業務でございます。

第9款教育費第1項教育総務費48万円の増額補正で、職員の人事異動に伴う扶養手当の増でございます。

第4項幼稚園費3,200万6,000円の増額補正で、認定こども園移行改修工事などでございます。

第5項社会教育費246万9,000円の増額補正で、5行政区から要望のありました分館の環境整備事業費補助金並びに海洋センター施設設備改修工事でございます。

第6項社会教育費216万9,000円の増額補正で、学校給食センター施設設備改修工事が主なものでございます。

歳出補正額合計1億7,359万2,000円です。

以上、補正前の予算額45億9,800万円に歳入歳出それぞれ1億7,359万2,000円を追加し、補正後の予算額を47億7,159万2,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第2表地方債補正について説明いたします。

1、変更1件でございます。

起債の目的、補正前、補正後の順で説明をいたします。

1、水利施設整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業による不來内排水機場の経営事業負担金について、地方債充当率の変更により限度額を940万円から1,040万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で、議案第32号について提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第32号について説明を終わります。

次に、議案第33号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第33号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の18ページをお開きください。

議案第33号 令和元年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町国民健康保険特別会計予算の名称を令和元年度大郷町国民健康保険特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,686万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日 提出

大郷町長 田中 学

19ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入では国保システム改修業務に伴う費用への特別調整交付金。歳出ではそのシステム改修に係る業務委託料、県に納付する納付金でございます。

第1表 歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額は275万円の増額で、旧被扶養者に係る減免制度の改正に伴うシステム改修に係る費用への特別調整交付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は275万円の増額で、歳入でも御説明いたしました旧被扶養者に係る減免制度の改正に伴うシステム改修業務の委託料でございます。

第3款国民健康保険事業納付金第2項後期高齢者医療支援金等分の補正額は42万1,000円の減額で、宮城県に納付します国保事業費の納付金のうち後期高齢者医療支援金分でございます。

同じく第3項介護納付金分の補正額は42万1,000円の増額で、前項と同様に宮城県に納付します国保事業費の納付金のうち介護保険分でございます。

以上、歳出合計275万円の増額補正でございます。

補正前の予算額8億5,411万5,000円に歳入歳出それぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,686万5,000円とするものでございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第33号について説明を終わります。

次に、議案第34号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） それでは、補正予算書25ページをお開き願います。

介護保険特別会計の1号補正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第34号 令和元年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は平成31年度大郷町介護保険特別会計予算の名称を令和元年度大郷町介護保険特別会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年

度を令和元年度と読みかえるものとし、平成32年度以降も同様とする。

令和元年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,940万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出。

大郷町長 田中 学

今回の補正予算につきましては、10月の消費税率引き上げに伴う報酬改定に対応するためのシステム改修費用について計上したものでございまして、歳入につきましては一般会計より事務費分を繰り入れし調整したものでございます。

それでは、26ページの第1表 歳入歳出予算補正によりまして款項ごとに内容を御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金165万円の増は、事務費分繰り入れによるものでございます。

以上、歳入補正額の合計が165万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

27ページになります。

第1款総務費第1項総務管理費165万円の増額につきましては、報酬改定に対応するためのシステム改修費用についての補正でございます。

歳出補正額合計165万円。以上、補正前の予算額10億5,775万5,000円に歳入歳出それぞれ165万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億5,940万5,000円とするものでございます。

介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第34号について説明を終わります。

日程第14 請願第2号 放射能汚染廃棄物の「本焼却」・「農地還元処理」を避けるための請願書

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、請願第2号 放射能汚染廃棄物の「本焼却」・「農地還元処理」を避けるための請願書を議題といたします。

請願第2号については、会議規則第85条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は教育民生常任委員会に付託して審査することに決定しました。

---

議長（石川良彦君） お諮りします。議案調査のため6月6日を休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、6月6日を休会とすることに決定いたしました。

なお、6月7日は午後1時30分から本会議となります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 3 時 2 5 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員